

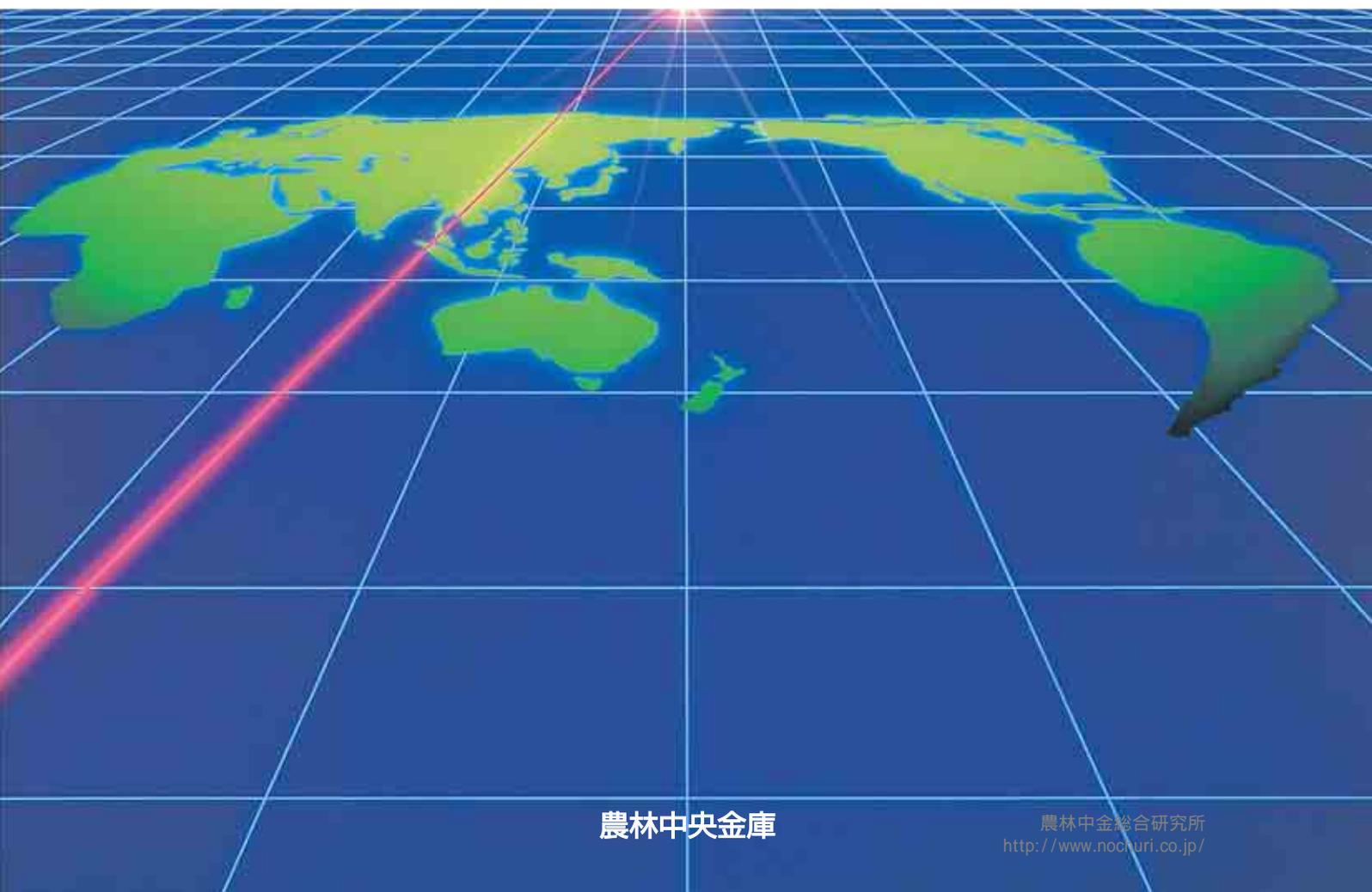
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2013 **9** SEPTEMBER

地域農業振興と担い手問題

- 人・農地プランとJAの地域農業振興計画
- 水田稲作における担い手問題と法人経営
- マルチ・ステークホルダー型協同組合の発展とわが国への示唆



銀の匙

『銀の匙 Silver Spoon』は、北海道の大蝦夷農業高等学校（通称「エゾノー」）を舞台にした漫画である。「マンガ大賞2012」大賞を受賞し、テレビアニメ化され実写映画化も予定されているので、お読みになった方やご覧になった方も多いだろう。

主人公の八軒勇吾は、札幌市の進学校から「寮生活」を求めて入学した酪農化学科の1年生。クラスメートは実家の農家を継ぐとか獣医になりたいという具体的な夢を持っているのに、八軒は自分が夢を持たないことに焦りつつ、「豚丼」と名前をつけてかわいがっていた子豚の肉でベーコンを作ったり、文化祭でばんえい競馬を企画するなど、悩みながら真剣に高校生活を送っている。主人公以外のキャラクターも魅力的だ。卵型の体型から「タマゴ」と呼ばれる稲田多摩子。実家は酪農の大規模経営で、将来は高収益の農業経営で世界に負けない農業を目指す。野球部に所属しプロ野球選手が夢だが、実家の農家が借金で廃業し、地区大会の決勝で敗れたのち高校を退学した同級生もいる。なんてみんな真剣で、なんて仲間にやさしいのだろう。農業の厳しさと楽しさが詰まっていて、こんな高校生活はそんなにない。

エゾノーの食堂には「銀の匙」が掲げられている。個性的な八軒たちがエゾノーを卒業し就職したらおそらく多様な農業に従事するだろうが、それぞれが希望をもって農業を続けることができる十分な収入、「銀の匙」を持ってほしいということではないだろうか。

農業者が十分な所得を得ることは、エゾノーや農業者だけでなく、日本の農政そして農協の課題である。安倍政権は「農業・農村所得倍増」という目標を掲げ、そのために担い手への農地の集中、法人の育成、生産コストの削減、輸出や6次産業市場の拡大をはかっている。

足元では、これまでの日本の農業の中心的担い手であり、かつ農協の正組合員の核となってきた昭和一桁世代のリタイアが本格化し、農業構造は確実に変化している。販売農家と農業従事者の減少が続く一方、農業法人は増加し、一般法人の参入も急増している。また2011年の新規就農者は非農家出身者を中心に前年比増加となった。

農協はこのような構造変化に的確に対応し、農業者の所得向上に向けた取組みを続ける必要がある。営農経済事業と信用事業を中心に、多様化する農業者のニーズに対応することが一層求められているといえるだろう。すでに、取組みは始動している。TACなど担い手に出向く活動が行われており、また、実需者への直接販売や直売所での地産地消も広がっている。新規就農者への研修や支援に取り組む農協もある。施設の利用などで農業法人との結びつきを強める動きもある。

組合員のため、農業、地域のためという基本的な理念を持つ農協は、環境変化に対応し、将来を見据えて、柔軟に事業を展開することが可能な組織であると思われる。

（株）農林中金総合研究所 取締役調査第一部長 斉藤由理子・さいとう ゆりこ

今月のテーマ

地域農業振興と担い手問題

今月の窓

銀の匙

(株)農林中金総合研究所 取締役調査第一部長 齊藤由理子

人・農地プランとJAの地域農業振興計画

一般社団法人 農業開発研修センター 会長理事 小池恒男 — 2

水田稲作における担い手問題と法人経営

蔦谷栄一 — 16

マルチ・ステークホルダー型協同組合の発展と
わが国への示唆

農林中央金庫 JAバンク統括部 主監 明田 作 — 40

談話室

津波被災地の復興と土地法制度

中央大学法科大学院教授 (東京大学名誉教授) 原田純孝 — 38

本
棚

増田佳昭 編著

『JAは誰のものか
多様化する時代のJAガバナンス』

小松孝宏 — 15

統計資料 — 60

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

人・農地プランとJAの地域農業振興計画

小池恒男

〈一般社団法人 農業開発研修センター 会長理事〉

〔要 旨〕

- 1 第一に、「人・農地プラン」が、農業の「成長産業化」を強く打ち出している自民党農林部会の「農業・農村所得倍増目標10力年戦略」、経済財政諮問会議の「日本再興戦略」、自民党の「参院選公約」にいかにかかわっているかを確認した。
- 2 第二に、モノづくり、産地づくり、地域づくりの観点を欠くという致命的な欠陥をもつ人・農地プランであるからこそ、当然のことながらJAがモノづくり、産地づくり、地域づくりの旗を振ってプランづくりを側面から支え、リードしていかなければならないことを確認した。
- 3 第三に、人・農地プランの対応課題として以下の8点を指摘した。
 - ①今後、人・農地プランの策定がすべての補助金行政の前提条件化する傾向にどう対応するか。
 - ②プランの策定主体も実施主体も市町村という枠組みのもと、JAグループが行政待ちにならずに、積極的に地域農業の行き詰まりの現状を打破して地域に活気ある取り組みをつくり出していく対応が求められている。
 - ③農地行政と協力して遊休農地解消の課題にどう取り組むか。
 - ④親元就農に対する条件緩和の取り組みとともに、法人経営の構成員として位置づけるという正攻法の対応が求められる。
 - ⑤引き続き土地改良の課題をも視野に入れた新しい農地利用システムの開発の課題。
 - ⑥人・農地プランの可能な限り集落全体をカバーする全体計画型手法と、地域営農ビジョンの一点突破型手法との調整と統合という今後に残されている大きな課題。
 - ⑦新規青年就農者は園芸農業、受け入れる地域は土地利用型農業（あるいはその逆の関係も含めて）というミスマッチをどう調整するか。
 - ⑧人・農地プランの作成、地域営農ビジョンの作成を機に、これを集落営農の新たな組織化、組織強化のきっかけとしてとらえ、新たな取り組みを展開する課題。等々である。
- 4 最後に、JAグループがこれまでかかげてきた、「地域農業振興対策の要としての地域農業振興計画」という地域農業振興についての基本的な考え方を、今日、改めて確認することがきわめて重要であることを強調したうえで、人・農地プラン、JAの地域営農ビジョンを地域農業振興計画にどのように取り込んで策定するかを具体的に提示した。

目次

- 1 農業の「成長産業化」「所得倍増」の姿
 - (1) 農業の「成長産業化」の姿
 - (2) 「所得倍増戦略」「日本再興戦略」「参議院選挙公約」から読み取る所得倍増の姿
- 2 人・農地プランの目指すものは何か
 - (1) 人・農地プランの起点
 - (2) 人・農地プランの源流
- 3 地域営農ビジョンの目指すものは何か
- 4 進捗状況を点検する
- 5 プラン・ビジョンを地域農業振興計画にどう取り込むか
 - (1) JAに求められる積極的対応の課題
 - (2) 「含む」「一体的取り組む」の実態
 - (3) 地域農業振興対策の要としての地域農業振興計画
 - (4) 人・農地プランの特徴と対応課題
 - (5) 地域農業振興計画にどう組み込むか

1 農業の「成長産業化」 「所得倍増」の姿

(1) 農業の「成長産業化」の姿

自民党農林部会の「農業・農村所得倍増目標10カ年戦略」(2013年4月25日に了承、決定、以下「所得倍増戦略」という)、経済財政諮問会議の「日本再興戦略」(閣議決定は13年6月14日)、自民党の「参院選公約」(決定は13年6月20日)から読み取る政権政党の農業の「成長産業化」のための主だった基本方向、実行方策はおおむね以下の13点でとらえることができる。

①カロリーベース及び生産額ベース双方の食料自給率目標(食料・農業・農村基本計画:2020年度にカロリーベース50%、生産額ベース70%)を目指す。

②経営所得安定対策を適切に見直し、国土保全や水源涵養、集落機能など、農業・農村が果たしている多面的機能を維持することに対する直接支払いを行うための法制

化を進める(日本型直接支払制度の創設)。

③今後10年間で、担い手利用面積が全農地面積の8割(現状5割)となる効率的営農体制の創出という構造改革を、上から農地中間管理機構のプール機能の発揮と、下から地域での徹底した話し合いにより農地集積の合意形成を図る「人・農地プラン」の作成・見直しを通じて進める。

④今後10年間で、担い手のコメ生産コストを現状の全国平均16,000円/60kgから4割削減。法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人にする。

⑤新規就農し定着する農業者を倍増(年間1万人から2万人に)し、10年間に40歳代以下の農業従事者を40万人に拡大し、世代間バランスをとり、家族経営・集落営農・企業等の多様な担い手が共存する構造を創る。

⑥農業農村整備事業を推進するとともに、今後10年間に耕作放棄地のフル活用を図る。

⑦今後10年間に新規需要米・加工用米を150万トンに拡大する。

⑧今後10年間で大豆の新品種導入面積の

4倍増、麦のパン・中華麺用品種導入面積の倍増により国産需要を確保する。

⑨今後10年間に飼料自給率を1.5倍引き上げる（現行26%を40%へ）。

⑩今後10年間で加工・業務向け野菜出荷量の5割増加を目指す。

⑪地域の実情に応じた野生鳥獣被害対策、被害防止対策を強化し、今後10年間で農産物被害の激減を図る。

⑫2020年に六次産業の市場規模を10兆円にする（現状1兆円）。

⑬2020年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円にする（現状約4,500億円）。

その実行方策の書き込み状況を、「所得倍増戦略」「日本再興戦略」「参院選公約」別に整理してきているのが第1表である。実行方策の3つの政策集への書き込み状況の

第1表 「戦略」や「公約」への実行方策等の書き込み状況一覧

	所得倍増戦略	日本再興戦略	参院選公約
①	○	×	△
②	○	○	△
③	○	○	△
④	×	○	○
⑤	○	○	△
⑥	○	×	○
⑦	○	×	×
⑧	○	×	×
⑨	○	×	×
⑩	○	×	×
⑪	○	×	×
⑫	○	○	○
⑬	○	○	○

資料 筆者作成

(注) 1 実行方策等は本文1(1)参照。

2 ○印は全面的記載、△印は部分的記載、×印は記載なし。

特徴をあげてみると以下のとおりである。

第一に、⑥から⑪までの品目別・分野別政策の書き込みは農林部会の「所得倍増戦略」に限定されている。

第二に、計画や戦略の基本方向にすえられるべき①の自給率目標が、「日本再興戦略」にはまったく盛り込まれていない。「参院選公約」では単に「向上」という記述にとどまっている。

第三に、農業生産者にとってきびしい④のコメのコスト削減目標は、農林部会の「所得倍増戦略」には盛り込まれていない。

第四に、「参院選公約」は分野別政策のうち⑥の農業農村整備事業だけをあえて盛り込んでいる。

これらの特徴は、それぞれの政策集の性格を示しているものといえよう。「所得倍増戦略」は地方選出の議員によって構成されている農林部会によって策定されたものであるがゆえに、リアリティもさることながら、そのことが意味するところのきびしさを考慮しての④のコスト削減は盛り込めないということであったであろうし、加えて、品目別・分野別政策こそを重視するということであったであろう。

「日本再興戦略」は基をただせば、多くの財界人によって構成されている産業競争力会議（議長は安倍首相、副議長は甘利経済産業大臣）が策定した「成長戦略」であり、財界の意向をふまえた経済産業省主導で取りまとめられた政策集であるがゆえに、当然のことながら自給率目標は書き込まない、コスト削減を強調するという内容になって

いる。

「参院選公約」に部分的記載を示す△印の記入が多いのは、集約が至上命令の「公約」であってみればやむをえないところであるが、選挙でお世話になる支持団体を意識して品目別・分野別政策からは唯一の農業農村整備事業の書き込みになったのであろう。

(2) 「所得倍増戦略」「日本再興戦略」 「参議院選挙公約」から読み取る 所得倍増の姿

これらの施策の実行方策を早急に打ち立て、農業所得倍増の実現を目指すということであるが、その所得倍増の姿はきわめて不透明である。この点についてのそれぞれの提言の記述を抜き出してみると以下のとおりである。

「所得倍増戦略」→地域や担い手の所得が倍増する姿を目指す

「日本再興戦略」→農業・農村全体の所得を倍増させる戦略

「参議院公約」→地域や担い手の所得倍増を目指す

そもそも農林部会の「農業・農村所得倍増目標10カ年戦略」の農村所得とは何か。同様に、担い手の所得はわかるが、地域の所得とは何か。また、農家所得なのか、農業所得なのか。個々の経営体の農業所得の倍増を言っているのか、国全体の農業所得の倍増を言っているのか。これらのことを明確に規定した上でないと、所得倍増についての議論は始まらない。石破自民党幹事長は「農家の農業所得を10年で倍増」と言

い（NHKニュース13年4月22日）、林農林大臣は「個人でなく全体」であると言っており（日本農業新聞13年5月30日付）、個々の発言もバラバラである。

ところで、農業所得の倍増についてデータで確認すると、2011年の生産農業所得が2兆7,600億円である。しかし実は、戦後においてその2倍の5兆5,200億円という生産農業所得を実現したことは一度もないのである。この額にもっとも近似する数値は、1978年の5兆4,206億円ということになる。農業所得の倍増ということはそれほどに実現困難な突出した数値目標ということになる。前掲第1表の提言の○印のみの政策がすべて採用されるなら、それはそれでかなりの成果を生むことになるものと思われるが、提言にみられる政府と政権政党との間にみられる見解の食い違いにとどまらず、国家財政の現状、「日本再興戦略」が高らかに歌い上げているTPP（環太平洋経済連携協定）の積極的推進のもとでの農業所得の倍増は、農業者のみならず国民にとってもまたにわかには信じがたい政治目標といわざるを得ないであろう。

2 人・農地プランの目指すものは何か

やや前置きが長すぎたが、その目的とするところは、人・農地プランが現政権政党の農政にいかにかかわっているかを確認することにある。前掲の13の政策提言で明らかのように、人・農地プランは直接的

には提言の③と⑤に明確に位置づけられている。地域で多少なりとも期待をもって関心が寄せられているのは、②、③、⑤、そして⑥～⑪の品目別・分野別の政策であろう。

(1) 人・農地プランの起点

前政権の食と農林漁業の再生推進本部の「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」（2011年10月、以下「基本方針・行動計画」という）は、農林漁業再生のための7つの戦略の戦略1「競争力・体質強化—持続可能な力強い農業の実現—」で、①新規就農の増大、②農地集積の推進をうたっている。とくに農地集積の推進については、「今後の地域の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）への農地集積、分散した農地の連担化が円滑に進むよう、これに協力する者に対する支援を推進する」、加えて、「農地法の遊休農地解消措置を徹底活用する」、そして、「平地で20～30ha、中山間地域で10～20haの規模の経営体が大宗を占める構造を目指す」としている。

これを受けて農林水産省の「我が国の農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に関する取り組み方針」（11年12月、以下「取組方針」という）は、①地域農業マスタープランの策定（人と農地の問題を解決するための基本的プランである「地域農業マスタープラン」を、徹底した話し合いを通じて、今後2年間程度で人と農地の問題を抱えるすべての市町村、集落で策定することを目指す）、②農地集積の推進（これにより、土地

利用型農業について、基本方針で示された規模の経営体が5年後に耕地面積の大宗（8割程度）を占める構造を目指す〔現状：3割〕、③新規就農の増大（毎年2万人の青年就農者の定着を目指す〔現状：毎年1万人〕）という目標をかかげた。

一言で言えば、「基本となる人と農地の問題を一体的に解決して、持続可能な力強い農業を実現すること」を目的とするということであった。

(2) 人・農地プランの源流

もともと人・農地プランは、前政権が現政権に擦り寄ってつくった政策という性格をもっている。さらにその源流をたどっていくと、1992年6月の、「新しい食料・農業・農村政策の方向」、いわゆる「新政策」の決定、93年6月の、新政策関連三法案（農業経営基盤強化促進法—利用増進法の廃止、農地制度・政策の構造政策化、「効率的かつ安定的な農業経営」の法定化、認定農業者制度の創設、特定農業法人制度の創設、JAによる経営の容認、法人化要件の緩和）、特定農山村活性化法等々、人・農地プランはこの延長線上に位置づいている。

93年の農業経営基盤強化促進法は、市町村に「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（市町村）の策定を義務付けているが、その「構想」は認定農業者をはじめとする「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面積集積の目標（おおむね10年先）を設定することとしている。また、03年の農

業経営基盤強化促進法の改正によって特定農業団体の創設が提起され、地権者組合である農用地利用改善団体とそれに対応してその農地の受け手となる特定農業法人や特定農業団体づくりの取り組みを進めることとした（特定農業団体とは、「経営主体としての実態を有する農作業受託組織で、受託組織から農業生産法人・特定農業法人化が確実に見込まれるもの」である）。04年の「地域水田農業ビジョン」（地域数市町村）は、認定農業者や集落営農組織のリストづくり、そしてその担い手育成目標、担い手への土地利用集積目標の設定が義務付けられた。

以上で明らかのように、これらの法制度のねらいは、いずれも人・農地プランの理念に通じるものであり、プランはいわばその集落バージョンともいえる。そういう意味で、自民党は基本的には人・農地プランには手をつけない（修正を加えない）というだけでなく、すでに1節で確認したように、それに重要な位置づけを与えているのである（政策提言③、⑤）。

3 地域営農ビジョンの目指すものは何か

第26回JA全国大会決議は、地域営農ビジョン運動に「組合員農家が主体となり、JAと一体となった支援体制のもとで、自らの営農とくらしを向上させ、地域農業と農地を守り継承していくためにはどうすべきかを集落（地帯・作目等の実態にあった地域単位）ごとに徹底して話し合い、地域営農ビ

ジョン（人・農地プランを含む）を策定・実践すること」と定義している。

そして運動の目標として、①担い手経営体の明確化と農地集積、②多様な担い手の役割発揮、③地域の特色ある産地づくり、④農を通じた豊かな地域づくりの4点をあげている。また、「地域営農ビジョン運動」と「JA地域農業戦略」とのかかわりについては、「地域営農ビジョン運動」に、①JA生産販売戦略、新たな担い手づくりと、②農地のフル活用対策を合わせたものを「JA地域農業戦略」と規定している。支店単位・学校区単位に地域営農ビジョンを策定して、それを積み上げてJAの地域農業戦略としてまとめあげるとしている。つまり、まず集落単位ないしは複数集落単位に組合員参加型の地域営農ビジョンづくりをし、それを支店単位、学校区単位の地域営農ビジョンとしてまとめ、それを束ねてJA地域農業戦略とするというものである。

地域営農ビジョンと人・農地プランの相互関係について確認しておく必要がある。第一に、JAグループが、「地域営農ビジョン」について国の「人・農地プラン」を含むと言い、「地域営農ビジョン策定・実践」と「人・農地プラン」の作成と一体的に取り組む、両者の「目指す方向は同一」であると言い切っている点である。

第二に、両者の「目指す方向は同一」であるとしつつ、一方において、JAの固有の事項として、「農を通じた豊かな地域づくり」「JAとの結びつき強化に向けたJA支援対策の活用」の2項目をあげている。しかし、

ここはやはり「同一」を強調するよりは、「人・農地プラン」が「産地づくり」「地域づくり」の発想をもたないという点に注意を喚起し、JAの「地域営農ビジョン」との違いの大きさ、JAの役割の大きさを強調すべきところである。

4 進捗状況を点検する

後発スタートのためJAの地域営農ビジョンの策定の進捗状況は、いまだ実態把握の段階に至っていない。実際のところ、13年度に至ってなお、JAにおける地域営農ビジョン策定の取組状況は、多くのJAにおいて策定の検討開始にすら至っていないという状況にあるというのが実態であろう。したがって、以下では人・農地プランの策定

状況について確認しておくことにしたい。

第2表で明らかなように、13年6月末現在、全国における人・農地プランの作成に至っている地域を有する市町村の割合は91.5%（=1,331/1,573〈プランを作成しようとしている市町村^(注1)〉）、人・農地プランの作成に至っている地域の割合は48.5%である（=7,979/16,462地域）。12年度にスタートした「基本となる人と農地の問題を一体的に解決して、持続可能な力強い農業を実現すること」を目的とする人・農地プランは、同表で明らかなように、13年度に入って3月以降、なお徐々にプラン作成地域の数を増やし続けており、ようやくにして5割の達成水準に達しようとしているところである。

（注1）ただし12年10月時点の市町村数は1,719。

第2表 人・農地プランの策定の進捗状況
(2013年6月末現在)

	市町村数 (2012年10月) a	プランを作成しよう としている市町村数 b	プラン作成市町村数 c(c/a, c/b)	プラン作成地域数2013年			
				3月	4月	5月	6月
北海道	179	171	160 (89.4, 93.6)	724	736	748	748
東北	207	216	176 (85.0, 81.5)	1,418	1,437	1,471	1,570
関東, 東山	398	342	259 (65.1, 75.7)	810	815	816	824
北陸	81	79	77 (95.1, 97.5)	1,447	1,456	1,470	1,495
東海	160	154	125 (78.1, 81.2)	425	428	435	441
近畿	198	156	11 (74.2, 75.0)	509	529	567	577
中・四国	202	195	172 (85.1, 88.2)	842	842	871	899
九州	274	260	245 (88.2, 94.2)	1,398	1,393	1,417	1,425
全国	市町村数 (割合%)	1,719	1,573 (77.4, 91.5)	7,573 (43.3)	7,636 (44.0)	7,795 (45.9)	7,979 (48.5)
	地域数	—	16,462	—	17,481	17,339	16,874

資料 農林水産省「人・農地プランの進捗状況」、市町村要覧編集委員会編「全国市町村要覧」2012年版から作成
(注) 1 全国地域数は、市町村がプランの策定を予定している地域単位であり、農業集落、旧村、市町村等さまざまな地域単位が包含されている（ちなみに、2010年現在の全国の農業集落の総数は139,176）。プランを策定しようとしている市町村数のうち、3分の1にあたる519は市町村単位で作成する方針をもっていることが明らかになっている。
2 プラン作成市町村数の欄の（ ）内構成比はそれぞれ、市町村数に対する割合、プランを作成しようとしている市町村数に対する割合（%）。

5 プラン・ビジョンを地域農業振興計画にどう取り込むか

(1) JAに求められる積極的対応の課題

人・農地プランの出自については問題ありとしても、JAグループが荒廃農地の復元に無関心は許されないし、第26回JA全国大会決議で「次代へつなぐ協同」をかかげたJAグループが、最優先で取り組むべき組合員農家子弟の経営継承に無関心は許されない。小論をまとめるための調査にあたって、手も足も出せないほどに地域農業が行き詰まっていることを痛感させられた。モノづくり、産地づくり、地域づくりの観点を欠くという致命的な欠陥をもつ人・農地プランであるからこそ、当然のことながらJAがモノづくり、産地づくり、地域づくりの旗を振ってプランづくりを側面から支え、リードしていかなければならない。

しかしながら、デフレ経済のもとで自信をもって提起できる振興作目を見いだすことは容易ではない。補助金を頼りにせざるを得ない。行政との協力関係が欠かせない。行政はしっかり補助金行政に対応する、JAはしっかり産地づくりに取り組む。力を合わせて引き舟（タグボート、大型船を引っ張る強力なエンジンを搭載した小型船）を走らせなければならない。

(2) 「含む」「一体的に取り組む」の実態

JAグループは地域営農ビジョンの策定・実践に関して、人・農地プランを「含む」

ものであり、人・農地プランの作成と「一体的に取り組む」という対応方向を打ち出している。しかし、この課題はさほどに生易しい課題ではない。

この場合、市町村は集落を単位に人・農地プランを、産地型JAは生産者部会を単位に地域営農ビジョンをとという取り組みになる。生産者部会を先頭に立てて1品目でも、2品目でもいい今こそ参加型の地域営農ビジョンをとというJAグループの取り組みと、人・農地プランがかかげる「適切なプラン」の「当該地域のほぼ全体をカバーするプランとなっていること」という行政の集落を中心にして進める取り組み、一点突破型手法と可能な限り集落全体をカバーする全体計画型手法の調整と統合の課題が残されている。前掲第2表で明らかなように、人・農地プランが、地域レベルでみて48.5%という進捗状況にあるのに対して、地域営農ビジョンの策定・実践の取組状況はこれにさらに大きく遅れをとっている。

したがって、両者の調整と統合の課題は今後の取り組みのなかで克服していくべき重要な課題として認識されなければならない。「含む」「一体的に取り組む」ということにとらわれすぎると逆に消極的になってしまうという恐れもなきにしもあらずである。地域の実態に即して、しかしやはり基本的には、生産者部会を押し立ててというJAグループの地域営農ビジョン運動の基本的姿勢が重要であろう。もちろんそれは、生産者部会の再編強化の課題とともに追求されなければならない。

(3) 地域農業振興対策の要としての 地域農業振興計画

わが国の農業協同組合の地域農業振興対策の大きな流れは、1961（昭和36）年の農業基本法の自立農家育成路線に対抗して打ち出された営農団地づくり（営農団地構想）の取り組み、産地づくりの取り組みによって開始された。

そしてそれは、70年代の後半にまで及んだ。その後の経年のトレースから読み取れる地域農業振興の中心に位置づく地域農業計画の大きな流れは、76（昭和51）年「地域農業振興計画」、94（平成6）年「JA長期営農計画」、2000（平成12）年「地域農業戦略」そして12（平成24）年には集落単位なり支所単位で策定された地域営農ビジョンを積み上げてJAの地域農業戦略としてまとめあげる、という流れである。この流れのなかにあつて地域農業の計画は混乱状態にあるとみることも、弾力的に対応しているとみることもできる。ただ問われるのは、地域農業全体に責任をもつという構え如何である。

JAグループがこれまでかかげてきた、「地域農業振興対策の要としての地域農業振興計画」という地域農業振興についての基本的な考え方を、今日、改めて確認することがきわめて重要である。

(4) 人・農地プランの特徴と対応課題

a 人・農地プランの「踏み絵化」

第一にあげておきたいのは、人・農地プランの取り組みが、今後、すべての事業の補助金交付の条件として位置づけられてい

く傾向を強めていくという点である。この傾向が前面に出て、強行されることになると、それが魅力に欠ける施策を推進する手法として使われることになり、国と自治体農政の間にいわば兵糧攻めともいうべき好ましくない状況を広めていくことになりかねない。

b プランの作成主体も実施主体も市町村

プランの作成の主体は市町村行政、実施主体も市町村行政ということになっていて、再生協議会に持ち込むこともむずかしいというのが実態である。

したがって、JAがイニシアチブを発揮して作成、実施をリードするというにはならない。側面から支援していく、後ろ盾になって推進していくという構えにならざるを得ない。このことが財政面、職員面で市町村の自治体農政を強化する方向で作用するのであれば幸いであるが、必ずしもそのような措置がとられているわけではない。弱体化の実態を無視して、重要な人・農地プランの推進を市町村に押し付けるのはきわめて無責任というほかはない。自治体農政の弱体化の実態をふまえて、JAグループには大いに行政をプッシュし、どしどし提案していくという対応が求められる。

JAグループは行政待ちにならずに、大いに積極性を発揮して、地域農業の行き詰まりの現状を打破して、地域に活気ある取り組みを創り出していかなければならない。

c 農地行政の根幹にふれる矛盾

周知のように、遊休農地とは、農地法第30条第3項の各号に該当する農地のことであるが、現場では農業委員会によって管理されている「緑」「黄」「赤」の耕作放棄地^(注2)との対応関係のあいまいさが問題になる。耕作放棄地の管理上、「非農地通知（赤通知）」をどこまで発するのか、赤の耕作放棄地に限定するのか、市街化区域農地、市街化調整区域に限定するのか、農振地区農地にまで発するのか、等々をめぐって都道府県間、市町村間、地域間で相当の足並みの乱れが露呈している。「非農地通知」が実質的に転用の許可証となり、そして「非農地通知」された荒廃農地は翌年の農地面積から差し引かれることになる。

以上で明らかのように、人・農地プランは一方において農地行政の根幹にかかわる農地確保をめぐっての根本的な矛盾を抱え込んでいる。

〔注2〕「緑」人力・農業用機械で草刈り・耕起・拔根・整地を行うことにより耕作することが可能な土地

「黄」草刈り・耕起・拔根・整地では耕作することはできないが、基盤整備を実施して農業利用すべき土地

「赤」森林化・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能な土地（農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合等）

d 親元就農の取り扱い

現場で異議申し立てがもっとも多いのは、この親元就農の取り扱いをめぐってである。

農林水産省の説明では、青年就農給付金（経営開始型）の場合、独立しない親元就農

は含まないが、親からの経営継承（親元就農から5年以内）や親の経営から独立した部門経営を行う場合は給付の対象とみなす、と規定している^(注3)。この場合、「親の経営から独立した部門の経営」を具体的にどう規定するのかというところが問題になるのだが、しかしこの点について農林水産省は、経営開始型の要件を満たす独立・自営就農について「農地の所有権又は利用権を給付対象者が有しており、原則として給付対象者の所有と親族以外からの貸借が主であること」ときびしく規定している^(注4)。問題は親子でこの要件をいかに確保するかであり、生半可な対応ではこの要件をクリアすることはできないが、工夫を凝らした対応、腹を据えた対応が求められる。どうにもならない場合には、息子を「農の雇用事業」で雇用してしまうという手もある（農の雇用事業は人・農地プランとは直接関係しない事業^(注5)である）。

新規就農者総数58,120人のうち、親元就農者が大半を占める新規自営農業就業者は47,100人に達しており、その全体に占める割合は81%にのぼる（いずれも11年）。農業のきびしい経営環境のもと、息子に「農業を継いでくれ」と切り出しにくいという状況のなかであって、新規就農者に対する150万円の給付金のもつ意味は大きい。現実問題として、現在の青年就農給付金は年々2万人の新規青年就農者を確保するために打ち出された施策である。最多の新規自営農業者に給付する給付金に充当する財源の確保は望むべくもないということであ

ろう。

しかし、それを49歳未満に限定すれば対象は10,460人に限定され、39歳未満に限定すれば6,160人に限定される。これらに限定すれば、弾力的な要件緩和も可能であろう。新規就農者の本命である自営農業就業者に対する特別な措置が準備されるべきであろう。この点、自民党の担い手法の第八条（新規就農に必要な資金の交付等）第1項で「新たに就農しようとする者」にわざわざ「親族が営む農業を承継しようとするものを含む」と付け加えている点に注目しておきたい。^(注6)

しかしながら一方において、家族労働（後継青年または妻）を農業経営のパートナーとして正当に位置づけるという発想の転換が求められる。法人経営にして法人経営の構成員にして、青年就農給付金の対象者にするという対応が、正面突破のもっとも正当な対応のあり方として考えられるべきである。フランスにおけるDJA（青年農業者助成金）受給者の実態についてみると、農業経営者が515,000人（農地面積2,709万ha）、そのうち40歳未満の農業経営者が117,000人、そのうちDJA受給者は66,000人で、40歳未満農業経営者の56.4%を占めている（いずれも10年）。また、DJA受給者の継承状況については、家族内継承が72.1%、家族外継承が27.9%となっている。フランスにおけるDJA受給者の割合がこれほどまでに高いこと、そしてまた、家族内継承の割合がこれほどまでに高いことの背景には、後継青年の正当なパートナーとしての位置づけ、

家族経営の法人化という事情があるものといえよう。^(注7)

(注3) 農林水産事務次官依命通知「新規就農総合支援事業実施要綱」の別記1「青年就農給付金事業」の第4「青年就農給付金の給付要件等」の2の「経営開始型」ウ

(注4) 農林水産事務次官依命通知「新規就農総合支援事業実施要綱」の別記1「青年就農給付金事業」の第4「青年就農給付金の給付要件等」の2の「経営開始型」イの（ア）

(注5) この場合は、「雇用就農者に関する要件」で、当該農業法人等の代表者の親族でないことが条件になる。ただし、他の労働者と同等の労働条件の場合はその限りではないという抜け道がある。

(注6) 担い手法の正式名称は、担い手の育成及び確保の促進に関する法律案。

(注7) 石井圭一（2013）「青年就農をどう進めるか」農業開発研修センター『平成24年度地域農業振興に関する研究会』2月、Ⅲ-8、9ページ

e 土地改良区の運営、土地改良事業の実施の困難化

人・農地プランを推進していった、中心となる経営体への農地の集積が進み、集落に耕作者が数名、旧村域で10数名というような状況が作り出されたとき、土地改良区の運営、土地改良事業の実施は確実に立ち行かなくなる。このような状況はすでに身近なところで現実の問題としてたち現れつつある。

現行の土地改良法は、土地改良区の組合員を原則耕作者と規定している。事業費負担、賦課金負担の問題をどうクリアしていくのか。加えて、さらなる土地改良の上に成り立つ「田畑輪換までをも取り込んだ農法としての環境保全型農業」といった理想のわが国の水田農業をどう実現していくのか、等々の課題をも考え合わせると、中心となる担い手への農地の集積だけをただや

みくもにいうだけの農政からは、そろそろ脱皮しなければならぬ段階に至っているということになるのではないか。

f 地域営農ビジョンづくりを人・農地プランの策定とどう「一体的に取り組む」のか

この点に関して、2012年度調査対象とした以下の3県のJA中央会の見解についてみておきたい。JA群馬県中央会は、人・農地プランの策定を優先させて、人・農地プランの方向性がみえてきた段階で地域営農ビジョンの策定に着手する、としている。JA長野県中央会は、農業振興ビジョンづくりを支所・営農経済センター単位に進めており、人・農地プランもそこに取り込むとしている（つまり、人・農地プラン策定の地域単位も支所（中学校）単位、ないしは市町村単位ということである）。JA鹿児島県中央会は、県及び市町村との連携で策定する人・農地プランにマーケティング戦略を盛り込んだ地域営農ビジョンの策定を生産部会単位を進める（13年度）。14年度にプランとビジョンの調整と統合について検討する、としている。

メリハリをつけていえば、JA群馬県中央会の対応は行政待ち、JA長野県中央会は地域営農ビジョンづくりを先行させそこに人・農地プランを取り込んでいく、JA鹿児島県中は地域営農ビジョンづくりを先行させ、後に調整・統合について検討するという三者三様の対応といえる。

3県のJA中央会、さらにはこれら3県の

もとにある50のJAもまた地域の実情に即してそれぞれ柔軟な対応をしていくことになる（対応に大きな差異がでてくることになる）。可能な限り集落全体をカバーする全体計画型手法と、一点突破型手法との調整と統合は今後に残されている大きな課題である。

g 新規青年就農者は園芸農業、受け入れる地域は土地利用型農業というミスマッチ

新規就農者は、初期投資の小さく収支が償う営農計画を建てやすいということで園芸農業を選択するケースが圧倒的に多い。これに対して、新規就農者を受け入れる側の地域は、荒廃農地、不作付農地の有効利用をはじめとする土地利用型農業での就農こそを希望するという選択作目をめぐってのミスマッチがしばしば発生する（現場では、その逆のミスマッチも問題になっている）。さらにいえば、畜産への新規就農、第三者経営継承がきわめて困難という実態があることもみておかなければならない。

h 集落営農の組織化、組織強化の課題

人・農地プランの地域での話し合いのなかで人々によって改めて集落営農についての議論が巻き起こっている。この際、集落組織を新たに立ち上げて人・農地プランに臨むべきではないか、機能アップを考えるべきではないか、思い切って法人化に踏み切るべきではないか等々の熱い議論が交わされている。人・農地プランの作成、地域営農ビジョンの作成を機に、これを集落営農の新たな組織化、組織強化のきっかけと

してとらえ、新たな取り組みを展開する必要がある。

(5) 地域農業振興計画にどう組み込むか

最後に、ビジョン、プランを地域農業振興計画に具体的にどのように取り込んで策定するのかという今後の課題についてふれておきたい。

地域農業振興計画の基本課題（基本方向、基本戦略）は以下のとおりである（項目のみ^(注8)列挙）。

- ①産地形成、産地の維持・強化（米・園芸・畜産・・・の産地づくり）
- ②直売所の設置・拡充をはじめとする産地消の取り組み
- ③土地利用型農業の足腰を強くする担い手育成に資する構造政策
- ④多様な担い手に対する多様な支援策の具体化
- ⑤水田の有効利用・高度利用
- ⑥環境保全型農業の推進
- ⑦六次産業化・農商工連携・コミュニティビジネス・観光農業の開発等の業際作戦
- ⑧鳥獣害対策・耕作放棄地対策・再生可能エネルギーの開発等々の山際作戦
- ⑨国の補助事業の積極的導入や直接支払対策に対する積極的な対応

これに対応させていえば、直接的には人・農地プランの農地集積対策は③、④に、遊休農地対策は⑤に、新規就農対策は③、④、⑤に位置づけて書き込まれることになる。

問題は地域営農ビジョンであるが、これは一重に地域営農ビジョンをどのように性格づけるかにかかっている。

地域営農ビジョンを束ねてJA地域農業戦略に、その地域農業戦略についてのJAの伝統的な理解が「地域農業振興に向けたJAの取り組みを明らかにしたもの」という理解に立てば、これがそのまま地域農業振興計画に融合するものであるし、もしもビジョンを狭義に未来図、理想像、あるべき姿というのであれば、それは基本課題にではなく、地域農業振興計画の基本理念にあたるべきものということになる。これまでの理解に立てば、それが前者の理解に沿うものであることは明らかどころであろう。

(注8) 計画の理念型は、基本理念、基本課題（基本方向、基本戦略）、実行方策からなる。

(注9) 全国農協中央会「一斉調査」のアンケート表のⅠ「消費者と農業の復権」の1「農業生産額の農業所得の増大」の「地域農業戦略の策定について」の設問1-1 (1)。

(こいけ つねお)





増田佳昭 編著

『JAは誰のものか
多様化する時代のJAガバナンス』

JAグループは協同組合としての原点回帰に目標を定めたようだ。この点をJA全国大会決議の内容で確認すると、2009年大会「協同組合の価値（自主、自立、参加、連帯等）を再認識して、組合員・地域住民の視点から英知を結集する」、2012年大会「協同組合の力で農業と地域を豊かにする」とある。協同組合は、利用者である組合員のニーズを実現させるための組織であるから、組合員の意思を反映する仕組み（即ちガバナンスシステム）が重要である。

評者が本書により衝撃を受けた論点は、世でいう「コンプライアンス（法令遵守）」のみで課題は解決できないという指摘。協同組合原則は「1人1票制を基本とする民主的運営を協同組合運営の原則」と定め、協同組合法制はそれを法制度面からバックアップしている。

筆者らは「法制度に則って民主的運営を貫けば協同組合運営がうまくいくわけではない」という厳しい認識を示し、「適切な協同組合の統治システムを形成し、これを適切に運用することが不可欠」と「ガバナンスルートの複線化」方向を示唆している。

組合員の意向をJA運営に反映させることが困難となってきた背景には「組合員の多様化」がある。本書では「農業構造変化に伴う正組合員の多様化」および「組合員政策と准組合員増加」の実態を統計とアン

ケートから分析するとともに、JA側の対応や事業構造への影響までも分析しており、事業環境の将来像を展望する視点からも有益である。

さらにムラ（集落組織）がJAの基礎組織として、ガバナンス面において役員選出等に果たしている役割にも目配りされておりムラ事情に疎い評者には新鮮に感じられた。

今後の課題としての意思反映の仕組みに関連しては、組合員の多様性に見合った多様な意思反映の仕組み（ガバナンスルートの複線化）がすでに試みられていることが紹介されている。理事会および経営管理委員会の運営実態の実証的な分析も先行研究が少ないだけに「我がJA」のそれと比較検討する基準として有益であろう。

ちなみに、本書は「組合員」自体が「農地改革直後の中小規模の自作農」という同質な組合員から「多様化」してきているという実態を踏まえてJA経営なり運営へ「組合員意思を適切に反映させる仕組み」（本書では「ガバナンス」と表現）をどう構築するかという課題意識のもと、JC総研を中心とする研究者が滋賀県立大学の増田教授の指導も得つつ、調査・研究した成果をとりまとめたものである。

本書ではJA経営なり運営への組合員意思の反映に関する論点整理と調査結果とがコンパクトに整理されており、200ページ超の大冊にもかかわらず、集中して読みとすすることができよう。この課題に日々取り組んでいる全てのJA関係者の参考となるタイムリーな出版物としてお勧めしたい。

——家の光協会 2013年6月発行

定価1,800円（税別） 222頁——

（監査役 小松孝宏・こまつ たかひろ）

水田稲作における担い手問題と法人経営

特別理事 蔦谷栄一

〔要 旨〕

- 1 これまで水田稲作の多くを支えてきた兼業農家が急激な減少をたどっており、水田稲作の生産システムが急速に弱体化しつつある。
- 2 複数農家が共同しての集落営農、個別経営体の法人化、企業の農業参入等の動きが見られるが、現状、兼業農家にとって代わる安定的な地域営農システムを再構築するには至っていない。
- 3 法人化への取組事例を見る限り、①持続的な農業生産、農地の永続的な保全をはかっていくためには法人化が必要、②法人化するためには個別経営だけでなく地域をマネジメントできる能力が求められる、③規模拡大は受け身的であり、地域維持のためとするものが多い、④法人は経営の多角化をはかっているところが多いが、そのねらいは雇用創出等地域重視、地域貢献にある、⑤法人にとって人材育成という課題が極めて大きなウェイトを占める、⑥営業利益は赤字のところが多く、補助金で黒字を確保しているのが実態、等が浮かび上がってくる。
- 4 3を踏まえて担い手問題に関する主な論点について試論的に整理すれば、①外部雇用も可能にしての農業経営の持続性確保、農地の集積、経営管理の強化等をはかっていくためには法人化が欠かせない。法人化は農業の特質からして家族経営を基本に置いての一戸一法人を軸にしていくことが適当である、②集落営農の法人化が求められているが、マネジメント能力を有する人材、経営者の確保が欠かせない、③農地を集積し保全をはかっていくためには、大規模農家ばかりでなく、水管理等を分担する一定数以上の地元農家の存在が不可欠、④兼業農家は減少しつつあるとはいえ、兼業が可能な間は極力兼業を続けてもらいながら、担い手確保と受け皿づくりを急いでいくことが求められる、等となる。
- 5 あらためて担い手問題全般について見れば、①プロ農業と生きがい農業とに二極化しつつあり、多様な担い手による多様な農業が進展、②多面的機能の発揮を可能にし、地域の絆を守ってきたものこそ百姓仕事であり、一定の評価が必要、③農業法人も集落営農も社会的協同経営体としても機能、④一方で経営とのバランスをはかっていくことが必要で、特にプロ農業者にとってIT活用は必須、⑤企業の農地取得はともかくとして、企業の経営力や販売力を生かしての連携が必要。
- 6 土地利用型農業については規模拡大を自己目的化するのではなく、地域営農の維持を前提とした政策を展開していくとともに、農協は担い手の多様化に対応して多様な選択肢を提供していくことが重要である。
- 7 水田稲作は“最後の5年間”に差し掛かっているが、農地の面的集積には相当程度の時間を要することも覚悟して支援措置を講じていくべきである。

目次

はじめに

1 担い手問題と進行する構造変化

- (1) 弱体化する兼業システム
- (2) 進む担い手への農地集積

2 法人化の動向と実態

- (1) 法人の種類と法人化のメリット
- (2) 法人化の動向
- (3) 集落営農の動向と法人化

3 法人化への取組事例

- (1) 長野県飯島町・(株)田切農産
- (2) 岩手県北上市・(株)西部開発農産

(3-1) 富山県入善町・農事組合法人「源」

(3-2) 富山県入善町・(有)ドリームファーム

4 3の事例が示唆するもの

5 担い手をめぐる主要な論点とその整理

- (1) 担い手をめぐる主要な論点
- (2) 担い手問題についてのあらためての整理

6 農政の対応

- (1) 自民党農政の方向性
- (2) 求められる方向性と政策

7 農協の対応

おわりに

はじめに

日本農業が直面している最大問題は、後継者の不足と農業所得の低迷である。一定以上の農業所得が確保できれば、担い手問題の解決を大きく前進させることになるが、米をはじめとする土地利用型農業については高率の関税率が象徴するように内外価格差は大きく、農業所得の確保・増加は容易でない。ましてTPPに加入し、“聖域”が守られなければ、壊滅的な影響を受けることは必至である。

高齢化による担い手のリタイアが急増しているなか、後継者を確保していくためには、法人化は重要なポイントの一つとなる。特に土地利用型農業において、法人経営によりマネジメントを機能させ、有意な人材を雇用・確保したうえで、地域とも調和を保ちながら農地集積と経営管理等を強化し

ていくことが欠かせない。また行政も実態にあわせてこれを強力に支援・誘導していくことが必要である。

本稿では、いくつかの県における水田稲作を中心とした法人の取組実態について整理したうえで、担い手問題、特に法人経営の位置づけに重点を置いて考察することをねらいとする。

1 担い手問題と進行する構造変化

(1) 弱体化する兼業システム

昭和一桁世代のリタイアが続き、担い手不足は深刻である。耕作放棄地はこのところ40万ha弱と横ばい傾向を示しているが、実態的には利用されていない遊休地は急激に増加しているように見受けられる。

農地の維持・保全をはかっていくためには、何よりも担い手を確保していくことが

求められるが、農家でも少子化が進み、農家の子弟といえども後継者となるのはその一部にとどまり、外部からの新規就農なくして営農の継続は困難になってきている。外部からの新規就農を実現していくには、雇用という形態しかなく、加えて農業そのものの低収益性（第1図）にともなう自立していくことの困難性が横たわっている。

政府は農業の低収益性を克服し、“所得の倍増”をはかっていくために、規模の拡大と6次産業化、さらには輸出を伸ばさせていこうとしている。基本的には市場原理の浸透が不十分な農業の世界に、資本の論理を貫徹させることによって“所得の倍増”を目指しているといえる。

第2図は農業産出額に占める主業農家と準主業農家、副業的農家の比率をみたものである。米では主業農家は38%にとどまっているが、畜産ではいずれも90%を超え、野菜では82%、果樹でも67%となっている。畜産や青果物等の高度技術集約的な農業については主業化が相当程度に進行しているのに対し、土地利用型農業、なかでも米に

第2図 主な品目別農業産出額の農家類型別割合 (2008年)

(単位 %)

品目	割合 (%)		
	主業農家 38	準主業農家 24	副業的農家 38
米	38	24	38
麦類	78	9	13
豆類	78	8	14
いも類	85	6	9
工芸農作物	81	8	11
野菜	82	8	9
果樹	67	15	18
花き	87	7	5
酪農	95		23
肥育牛	91	4	6
豚	92		5

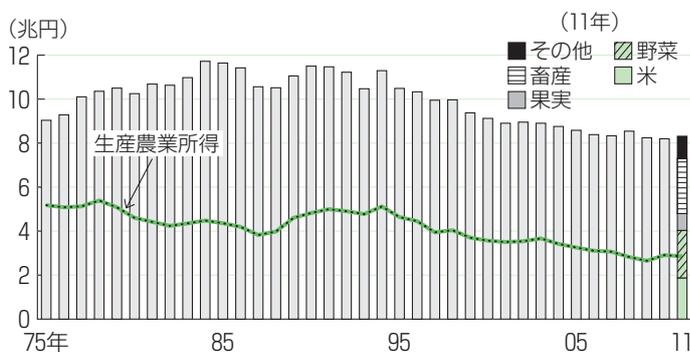
出典 第1図に同じ
 原資料 農林水産省「2005年農林業センサス」「平成13年経営形態別経営統計」(個別経営)
 (原注) 主副業別の割合の推計を示したもので、自給的農家、土地持ち非農家等の割合は除く。

ついては主業化が著しく遅れている。

これはわが国農業に市場原理は浸透していないというよりは、市場化に対応可能な品目については既に市場化が進行していることを示している。市場化だけでは対応が困難な米については、これを農外収入によって補填し継続させてきたことから主業化が進行しなかったとみることができ

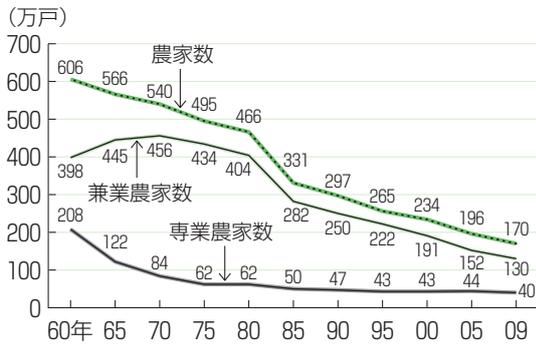
る。すなわち非主業農家である兼業農家が水田稲作の多くを支えてきた。ところが、この兼業農家が急激な減少をたどっており、これまで兼業農家が支えてきた水田稲作の生産システムが急速に弱体化しつつある（第3図）。

第1図 農業総産出額及び生産農業所得の推移



出典 農林水産省ホームページ
 原資料 農林水産省「平成23年農業総産出額及び生産農業所得(全国)」

第3図 専兼業別農家数の推移



出典 第1図に同じ
 原資料 農林水産省「農林業センサス」「農業構造動態調査」
 (原注) 1985年以降の農家数は、販売農家の数値。

(2) 進む担い手への農地集積

こうしたなか、品目横断的経営安定対策等により、集落営農を含めての担い手づくりへの取組みが展開され、認定農業者をはじめとする担い手への農地の集積率は49.1%となっている。^(注1) また土地利用型農業の農地面積に限って20ha以上の経営体の耕作する面積シェアは32%となっている。^(注2)

複数農家が共同しての集落営農、個別経営体の法人化、企業の農業参入等の動きがみられるが、兼業農家にとって代わる安定的な地域営農システムを再構築するところまでは至っていない。まして農地の集積をする側の自立経営を確立していくには程遠い状況にある。

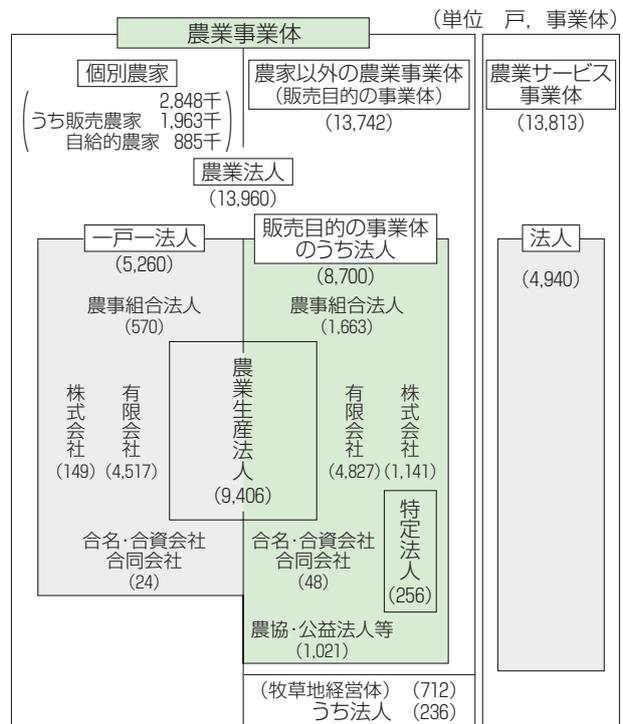
(注1) 農林水産省経営局資料
 (注2) (注1) に同じ

2 法人化の動向と実態

(1) 法人の種類と法人化のメリット

ここで法人化についての基本的事柄についてのみ確認しておきたい。

第4図 農業事業体と農業法人(概念図)



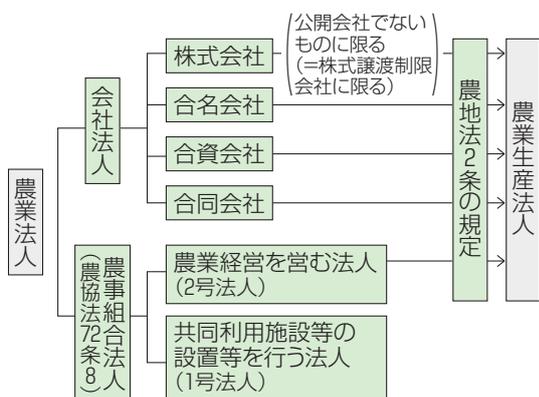
出典 第1図に同じ
 原資料 農林水産省「2005年農林業センサス」(平成17年2月1日現在)
 ただし、農業生産法人(平成19年1月1日現在)及び特定法人(平成19年9月1日現在)は農林水産省経営局構造改善課調べ
 (原注) センサス等の数値を基に概念的に図示したものである。

第4図のように、農業事業体は個別農家と農家以外の農業事業体とに二分される。また農業事業体は農業法人とそれ以外とに分けられる。これにより農業法人は大きくは個別農家から法人化した一戸一法人と、販売目的の事業体が法人化したものとは大別される。

また農業法人を会社法人と農事組合法人とに分け、さらに形態別に分類したものが第5図である。また農業法人は、農地を必要とする農業生産法人と、農地を必要としない一般農業法人とに分かれる。法人化する場合、どのタイプの法人を選ぶかは、それぞれの法人形態の特色や自らの経営展望等に照らして選択することになる。

法人経営のメリットを整理したものが第1表である。経営上にとどまらず地域農業

第5図 農業法人の形態別分類



出典 第1図に同じ

第1表 法人経営のメリット

経営上のメリット
経営管理能力の向上 ・ 経営責任に対する自覚を促し、経営者としての意識改革を促進 ・ 家計と経営が分離され、経営管理が徹底(ドンブリ勘定からの脱却)
対外信用力の向上 ・ 財務諸表の作成の義務化により、金融機関や取引先からの信用が増す
経営発展の可能性の拡大 ・ 幅広い人材(従業員)の確保により、経営の多角化など事業展開の可能性が広がり、経営の発展が期待できる
農業従業者の福利厚生面の充実 ・ 社会保険、労働保険の適用による従事者の福利の増進 ・ 労働時間等の就業規則の整備、給与制の実施等による就業条件の明確化
経営継承の円滑化 ・ 農家の後継者でなくても、構成員、従業員の中から意欲ある有能な後継者を確保することが可能
地域農業としてのメリット
新規就農の受け皿 ・ 農業法人に就農することにより、初期負担なく経営能力、農業技術を習得
制度面でのメリット
税制 ・ 役員報酬を給与所得とすることによる節税(役員報酬は法人税において損金算入が可能。また、所得税において役員が受け取った報酬は給与所得控除の対象となる) ・ 欠損金の7年間繰越控除(個人は3年間)
融資限度額の拡大 ・ 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)の貸付限度額:個人1.5億円,法人5億円(従業員数,売上額に応じて10億円の特例)

出典 第1図に同じ

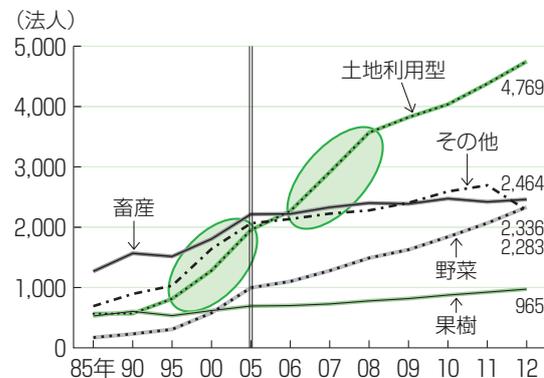
にとって、さらには制度面でも多くのメリットがあることが指摘されている。

(2) 法人化の動向

品目別に農業生産法人数の推移をみたものが第6図である。法人化は1975年以前からすすめられてきたが、94年以降、増加の程度が高まっている。

品目別にみても、法人化への取組みの動きが最も早かったのが畜産で、これにともない生産の集約化も進行した。畜産に次いで果樹、そして野菜での法人化の流れが高まってきている。法人化が遅れていたのが稲作・畑作となっているが、89年以降の増加は顕著である。

第6図 品目別にみた農業生産法人数の推移



出典 小針(2013)28頁 第2図
 原資料 農林水産省『ポケット農林水産統計』各年版
 (注)1 各年1月1日現在。
 2 品目(業種区分)は粗収益が50%以上の作目による。

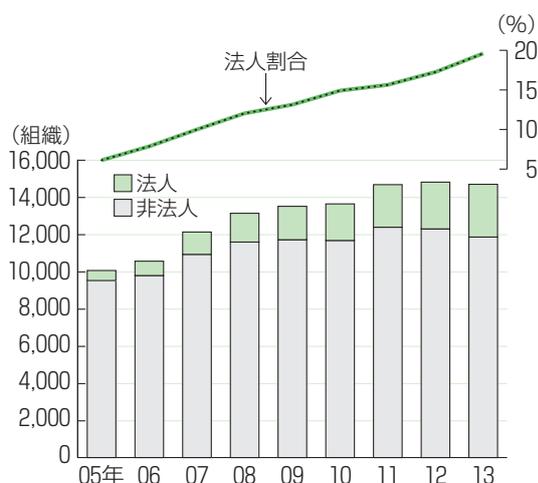
(3) 集落営農の動向と法人化

また法人化されていない任意組織としての集落営農については、07年から品目横断的経営安定対策の展開にともない増加してきたが、それ以前から転作田の団地化、農機具の共同利用、生産・販売等の共同化等

に取り組んできたものもあり、形態や取組内容は多様で、またその歴史も長い。

05年以降の集落営農数の推移をみたのが第7図で、ここにきて減少に転じるとともに、法人の割合は着実に増加しているのが

第7図 集落営農数の推移(全国)



出典 2013年3月26日付 日本農業新聞
 原資料 農林水産省資料
 (原注) 2006年以前は5月1日現在, それ以降は2月1日現在。

大きな特徴である。

集落営農は認定農業者とともに品目横断的経営安定対策の助成対象とされてきた。しかしながら任意組織につき法人格や雇用の確保等の面でさまざまな限界性を有していることから5年以内に法人化することを要件とされており、法人化を進めていく中間ステップとして位置づけられている。法人化した場合との比較は第2表のとおりで、情勢からしても集落営農の法人化を促進していくことが必要とされる。

3 法人化への取組事例

ここで法人化している中から水田稲作を中心に、農地の集積により大規模化をすすめている事例を取り上げ、その農地集積動向や経営等の実態についてみてみることに

第2表 集落営農を法人化した場合の比較

	任意組織としての集落営農	法人化した場合
法人格	<p>なし</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業受託はできても、農地利用権の設定は不可能 農業経営基盤強化準備金(税制特例)の利用は不可能 安定雇用することも難しい 	<p>あり</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地利用権の設定が可能となる(規模拡大加算を受給できるようになる) 農業経営基盤強化準備金(税制特例)が利用できるようになる 青年就農者などを安定雇用することが可能となる
経営判断できる体制	<p>法律に基づかない、メンバーの合意による役員体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 合意次第で役員の設定権限は様々であるが、一般的にはメンバーの総意がないと新たな経営判断は難しい 役員はメンバー内から選ぶしかなく、高齢化が進行した時、役員がいなくなるおそれ 	<p>法律に基づく役員体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 役員の権限は明確であり、生産物販売先や生産資材調達先の変更など、経営発展・所得向上のための経営判断を役員が機動的に行えるようになる 役員に職員や外部の人を登用することもでき、組織として継続できる
投資財源の確保	<p>内部留保はできない</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来の経営展開のための投資財源の確保はできない 農業経営基盤強化準備金(税制特例)の利用も不可能 <p>組織としての融資や出資は受けられない</p>	<p>内部留保できる</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来の経営展開のための投資財源を確保できる 農業経営基盤強化準備金(税制特例)も利用できる <p>融資や出資も受けられる</p>
雇用の確保	<p>難しい</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用保険・労災保険などの福利厚生はなく、青年の就職先として適切でない 農の雇用事業の対象にならない 	<p>可能</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用保険・労災保険などの福利厚生が整い、青年を雇用しやすくなる 農の雇用事業の対象となる
備考	任意組織としての集落営農は、法人化に向けての準備・調整期間と考えるべきもの	

出典 第1図に同じ

したい。

(1) 長野県飯島町・(株)田切農産^(注3)

a 地域概況

長野県南部は南アルプスと中央アルプスに挟まれるようにして天竜川が流れ、伊那谷が形成されている。飯島町は伊那市・駒ヶ根市と飯田市との間、ちょうど伊那谷の中ほどに位置する中山間地域である。

人口は9,914人、世帯数3,380戸（2013年7月1日現在）で、農業は町の基幹産業として重要な位置を占めている。農家戸数1,056戸で、その内訳は専業農家140戸、第1種兼業農家77戸、第2種兼業農家526戸、自給的農家313戸と兼業農家のウェイトが高い。また耕地面積は1,033haで、田844ha、畑98ha、樹園地92haとなっている（2010年農林業センサス）。

「昭和61年に飯島町営農センターを設置するとともに、旧村単位に全農家参加の地区営農組合を設立して地域複合営農を促進し、米を基幹に花とキノコと果物・野菜の里づくりに取り組むと共に、農用地の利用調整、流動化や農作業の受委託等も進んでおり、先進的な地域複合経営に取り組んで」きた。

飯島町では4つの地区営農組合が設けられており、地区営農組合が地区農業の企画及び農地利用調整・推進機能発揮のための組織として位置づけられている。この地区営農組合を1階部分とすれば、2階部分に担い手法人が設けられており、地区営農組合と担い手法人の連携・補完による2階建

て方式により地域農業が展開されている。

b 経営概要

(株)田切農産は飯島町に4つある地区の1つ、田切地区に設けられた地区担い手法人である。

田切地区にある農家は260戸で300ha弱の農地を所有する。専業農家は15戸（うち認定農業者7戸）、兼業農家は80戸、残りの150戸余は自給的農家と土地持ち非農家となる。

(株)田切農産が利用権を設定しているのが約80ha、作業受託を含めると管理している農地は120ha程度となる。体制は、取締役2名に社員が4名、これにパート等臨時雇用が35名となっている。

ここで(株)田切農産の経営理念を確認しておくと、①永続する農業（「地区の農家が10年後も同じように農業を続けていくためのサポート」）、②環境にやさしい農業（「自然環境に配慮したやさしい農法、厳しさを増す農業環境に対応しサポートする農業」）、③創造する農業（「新しい農産物や事業の取組みと地域活性化と人づくりを目指す農業」）を掲げている。特に①の10年後も地区農業が持続しているためのサポートに最大の力点が置かれ、高齢化等で農業ができなくなった人たちの農地の貴重な受け皿となっている。

取り組んでいる主たる事業は、米・麦・大豆・そば等穀物の生産・販売、野菜等の生産・販売、農産物直売所の運営、農作業の受託などとなっている。

c 法人化経緯と規模拡大

2005年に有限会社でスタートしているが、その後の会社法改正にともない、地区営農組合で負担していた持ち株会の出資金を個人出資に代えて、09年5月株式会社に変更している（株主は263名）。「株式会社となって結果的に経営の自由度が高くなった」。

高齢化等による担い手の減少にともない管理する農地面積は増加を続けてきたが、「近年は利用権設定を増やし、作業受託は減らすようにしている」。

d 法人運営・後継者対策

株式会社ではあるが、「意思決定を迅速に行うため取締役は2名だけにしている」。

土地利用型農業ではあるが、品目の多角化に加え、6次産業化、グリーンツーリズム、直売所等を手掛けることによって、活躍の場づくり、仕事づくりに取り組んできた。「これからは農業経営にとどまらず、地域経営、農村経営にまで取り組んでいくことが必要である。」「これから求められるのは経営者である。」「集落営農をまとめていくにはリーダーであることが必要であるが、リーダーが経営者であるとは限らない。リーダーであるとともに経営者でなければならない」としている。

田切農産をスタートしてから既に9年が経過し、役員も歳を加えてきた。「法人化すると10年単位で情勢を俯瞰し経営計画を立てていくことが必要で、このためには分析力、営業力等も求められる。」人材を育成していくことがきわめて重要であることから、

20代、30代の若者を3人採用している。

e 地域との関係

作業受委託は丸投げとなって農業に関与しなくなりがちであり、「農地の集積を進めてはきているが、基本的にはできるだけ多くの人たちに地域農業にかかわってほしい」と考えている。利用権を設定しても、畦畔の草刈り等は農地の所有者にやってもらう契約にしている。

なお、地区営農組合は中立的で担い手法人とは一定の距離を置いた関係にある。今、地区営農組合をも法人化することによって、ここで人材の育成をはかることや、定年帰農者を活用するシステムを作っていくことについて検討中である。

f 売上・販売・収支

売上高は、水稻で5,000万円、大豆600万円、そば300万円、ネギ3,000万円、作業受託1,500万円、直売1,200万円となっている。

また販売先は、JAを通じての市場出荷が34%、直売28%、地元消費者・酒造会社・通販等契約栽培が31%、その他7%となっている。

利益は黒字を確保してはいるが、営業利益は赤字で、営業外収支、すなわち補助金収入で赤字を免れている。

g JAとの関係

JAとは営農センターでの活動をはじめとして一体的な関係にあり、必要に応じて販売事業等を活用している。

h 課題等

「生産工程管理, 労務管理等, ロスがまだある。効率アップが必要。」

大きな問題としては, 栽培技術の習得は本や指導でクリアしていくことが可能であるが, 「作業手順をはじめとする仕事の仕方の伝承が行われずにきた。」「このためのツールを, データベース, かつ圃場ベースで積み上げて残しておきたい」としている。

(注3) (株)田切農産・代表取締役社長紫芝勉氏からのヒアリングを整理。

(2) 岩手県北上市・(株)西部開発農産^(注4)

a 地域概況

(株)西部開発農産は, 岩手県中南部の北上市和賀町に所在する。現在の北上市は, 1991年4月, 旧北上市, 和賀町, 江釣子村の3市町村が合併して誕生している。北上川と和賀川が合流して肥沃な田園地帯が形成されているが, その西に奥羽山脈, 東に北上山脈が南北に走っている。

このため水田をベースとしながらも地域性は多様であり, 地域によってその特徴を生かした農業が展開されている。米を中心にネギ, ピーマン, 枝豆等の野菜, リンゴ, ラ・フランス, ブドウ等の果樹, リンドウ, トルコギキョウ等の花卉, 小麦, 大豆, 飼料作物等が生産され, また「きたかみ牛」や豚等の畜産も盛んである。

b 経営概要

現在, 北上市を中心に, 花巻市, 金ケ崎町, 奥州市の半径35km圏にある667戸から

の農地と自らの農地も含めて648.9haを耕作している(12年度。直近では約700ha)。

トラクター(45~140PS)26台, 普通型・自脱型あわせてコンバイン16台, 乗用田植機4台等の農機具, ライスセンター1棟(1,300㎡), 牛舎5棟(1,584㎡)等の施設を駆使して, 水稻, 大豆, 小麦, そば, キャベツ, 肉用牛等を生産している。役員4名, 正社員33名, パート70名以上という体制で生産等に当たっている。

c 法人化経緯と規模拡大

照井会長は1962年, 北上農業高等学校卒業と同時に就農し, 畑作物生産と酪農に従事してきた。71年に酪農での増頭と開田による稲作栽培を開始。78年には転作小麦の農作業受託を開始した。

そして86年に(有)西部開発農産を設立し, 水稻, 転作小麦, 大豆等の栽培に加えて, 個別経営していた肉用牛生産を法人経営の中に組み込むことによって経営の二本柱としてきた。

86年からが会社としての草創期であるとすれば, 95年以降, 農地の賃借や作業受委託の増加にともない生産規模が拡大し, 穀類生産と肉用牛肥育に野菜生産等の園芸部門が加わり, 500ha規模での生産・販売による経営の確立期ということが出来る。現状は, 100名もの雇用組織として経営の安定化に一定の目途をつけることができた状態にある。

規模拡大は転作の強化と併行して進んできたともいえる。当初, 地域では80人が転

作で小麦を生産していたが、連作障害による収量減を招いたこともあって、転作での小麦生産を継続したのは3人とどまった。転作しようにもできないこれら農地は、当社で引き受けてきた。「出てくる農地は悪いところから出てくるが、『全部受けろ』と言ってきた。出てきたものは素直に受ける。相手も困っているからこそ出してくる。『地域のために』『自分だけがもうけてはだめ』という思いを実践することによって当社は信頼を獲得し、ここまで伸びてきた。」

なお、その後、(有)西部開発農産は株式会社に変更している。

d 法人運営・後継者対策

「会社経営は一つの家族みたいなもの」であり、「100人の家族を守る」というのが照井会長の信念である。

そして社員教育に対する思いは実に熱い。「700haにもなると、リーダーの指示・命令だけで運営していくことは不可能であり、効率化、コスト低減等について社員自らが考えるようにならなければならない」、すなわち「人は育つものであって、育てられるものではない」が持論である。

「給料は口座振込になっているが、賞与や手当は、会長、社長から社員一人一人に現金を直接手渡し、一言、ねぎらいなり、課題なりを申し添えている。」また会長も「田植えが終わったら社員と一緒に温泉に行ったり、社員4～5人グループに分けて街中まで飲みに出かけ」たりもするという。

e 地域との関係

先般、照井会長が世話になった人の葬儀があり、その際参列者の一人から「岩手の農業を引っ張っているのは西部開発農産だと言われた。」「地域も一緒によくなっていくために農地を引き受けてきたが、これについて皆、評価してくれているのではないか」。

「農地を引き受けても、畦畔の草刈りは雇用するかたちで地元の人をお願いしている。」そして「地元の中核農家で頑張っている人もいる。その中の4人は自分の仕事が終わったら当社でアルバイトとして働いている。水管理も地元の人を雇用してやってもらっている。こういう人がいるとお互いに助かる。当社の人間だけでやるともめることも出てくるが、それがない。」

また、「野菜生産で100日以上きてもらっているパートは60名。その3割は農地を当社に貸している人たち。パートというかたちで雇用している。野菜部門は赤字ではあるが、地域経営を考えれば必要部門だ」としている。

f 売上・販売・収支

11年度の事業総収入は756百万円、経常利益は47百万円となっており、黒字決算を継続している。

基本的には販売は独自販売を行っている。以前は営業マンもいたが、いまは置いていない。「この規模になると先方（米の大手卸等）からくる。」まさに「スケールメリットを発揮」しているといえる。

g JAとの関係

野菜の中の一部、アスパラ、キャベツ等についてのみJAを利用して販売している。自力による高値販売努力を基本にしている。

h 課題等

現状、半径35kmの範囲で耕作しているが、既に西和賀地区では15名で15百万円を出資して株式会社を作り、独立させている。「さらに遠いところでも100～150haにまでまとまれば、人を派遣して管理させるとともに、分離独立させて現地の人を採用するようにしたい。経営者の育成と地元での雇用がはかられる。」

(注4) (株)西部開発農産・代表取締役会長照井耕一氏からのヒアリングを整理。

(3-1) 富山県入善町・ 農事組合法人「源」^(注5)

a 地域概況

入善町は富山県の北東部、新潟県の近くに位置している。黒部川が形成した広大で肥沃な扇状地の中央部門を占めており、ゆるい傾斜が続いているが、そのほとんどは平場に分類される。

農家数は1,278戸で、うち専業農家数123戸、第1種兼業農家数126戸、第2種兼業農家1,029戸で、兼業農家比率は90%と高い(10年)。兼業農家を中心に農家数の減少が続いており、年間50～60戸の農家が離農している。

水田面積は3,721haで、水稻生産面積は2,501ha、転作面積は1,218haで、転作率は

32.7%となっている。(13年産)平均耕地面積は2.0haであるが、0.2haから2.0haの規模で全体の73%を占めている。一方、認定農業者は118経営体で、農業法人も37含まれ、認定農業者への農地集積率は65%となっている。

米については品質、収量ともに毎年県下の上位にあり、県内一の米どころと評価されている。

b 経営概要

水稻39.8ha(水稻直播10.2haを含む)、種子8.8ha、大豆9.6ha、その他桃・白ネギ等を生産している。

常雇用10名、パート3名、事務4名の体制で切り回している。

「おいしい、安全・安心、顔の見える農業」にこだわっており、特に「消費者からの『おいしい』という声を聞きたい」としている。

有機栽培やグリーンプロシード^(注6)を使っての農業生産にも挑戦している。

c 法人化経緯と規模拡大

坂下組合長は集落営農の動きが出てくる前から、法人化に関心を持っていた。営農組合で苗の共同作業や農機具の共同利用を進めながら、集落の農家に法人化の必要性を強調してきた。93年に営農組合でアンケート調査を実施したところ、法人化に賛同する者は少なかった。農業委員もやるなかで、「農事組合法人でないと世間からは認められないことを実感」していたことから、

地域の有力者の力を借りながら根回しをし、01年3月に農事組合法人を立ち上げた。

集落内の4戸を除いた農家がこれに参加し、参加者の農地全部に利用権を設定している。

今後の規模拡大については、「規模拡大するには集落外に進出するしかないが、集落営農は外には出にくい。他の集落営農等と合併でもしなければ難しい」。

d 法人運営・後継者対策

「必要に応じて臨時での総会も開催はするが、運営は執行権限をもっている理事に任せられており、やりたいことをやらせてもらっている。」

現有のメンバーで作業分担をしているが、合理化・作業効率の向上が必要であり、毎年人員の削減をすすめてきている。特に常雇用は、技術のある人や、「逐一指示をしなくても、状況を判断して必要な動きができる人」に絞り込んできている。

「目下、42歳と29歳の若者2人を雇用しており、後継者とすることを想定している。もう一人若者が欲しく、目を付けている者がいるが、さらに年間600~700万円支出するのは困難」であるとしている。若い人にはクレーン等の運転資格の取得を促しているが、「農業技術は体験しながら習得」していくしかない。「排水の管理がおろそかになりがちで、気づいた時に一つ一つ確認・指導していく」ようにしている。

e 地域との関係

「できるだけ地域に開かれた農事組合法人でなければならないと考え、人には言わずにコツコツと積み上げてきた。」「地域で支え合っていくことが大事で、今後、買物代行や、老人の車による送り迎え等を、農事組合法人のあらたな仕事にしていくことも考えている。」一方で、農事組合法人での「田植え終了後の”源祭り”への参加人数が年々減少してきている」のも事実である。

f 売上・販売・収支

労働力の分散と裾野を広げるために品目を増やしてきた。「桃については市場販売では二束三文につき、自己販売して高く売るようにしている」ものの、米と大豆以外は赤字となっている。

JA利用を基本にしているが、2割はリスク覚悟で自己販売している。

「経営は農業法人の中でもトップクラスで、昨年も米価が低迷するなかでしっかりと税金を納めている。」

g JAとの関係

坂下組合長は地元JAの集落営農連絡協議会の会長をつとめており、JAとは頻繁にやりとりしている。「JAもよく頑張っている」としている。

h 課題等

これまでは草刈り等は地権者がやってくれていたが、これからは農事組合法人がこれをサポートしていくことが必要となって

きている。

また集落組織であるが故に抱えている規模についての限界性を、今後いかにして突破していくかが課題となっている。

(注5) 農事組合法人「源」代表理事組合長坂下輝義氏からのヒアリングを整理。

(注6) ポリエチレンに特殊な炭を塗り込んだ樹木育成保護及び農業用シートで、マイナスイオンと遠赤外線効果があるとされる。

(3-2) 富山県入善町・

(有) ドリームファーム^(注7)

a 地域概況

(3-1) の農事組合法人「源」と同じ。

b 経営概要

水稲36.8ha、大豆34.9ha、野菜1.2ha、これに切り花用のチューリップを栽培している。また農産物直売所・ララガーデンを運営している。

役員・社員10名にパートという体制。

c 法人化経緯と規模拡大

鍋島代表は2ha程度の兼業農家であったが、93年、42歳で脱サラして専業農家に。当時、農協青年部や生産組合にも加入していたが、農協の指導員から4haの農地を引き受けて規模拡大してみないかとの話を受けた。当時の米価は60kgで24千円であり、試算したら規模拡大は「いける」ということになり、有限会社を作って専門化したもの。

「自ら規模拡大を求めたことはない。やめた人から少しずつ預かって」きたもので、「地域を守るために（農地を引き受け）、

結果として規模拡大してきた」のが実態である。農地には利用権を設定している。

水稲は年1回の収入にしかならないことから、チューリップ等を取り入れて経営の多角化を進めてきた。

d 法人運営・後継者対策

社員は10代が2名、20代が1名、30代2名と、後継者対策を意識して年齢をばらつかせて採用をすすめてきている。いずれの若者も農業をやりたいということで飛び込んできたものばかり。

「社員は話では教育できない」と鍋島代表は強調する。

e 地域との関係

人・農地プランにより5年先、10年先を考えて地域の担い手と農地のマッチングをはかっていくことはきわめて重要であり、入善町の農業をもう一段振興させていくためのポイントとなる。鍋島代表は農業委員会の会長としてプランの推進にあたってきた。プランと併行して「地域農業の将来に関するアンケート」を実施し、これを踏まえて町内10地区のプランを策定している。

「農業だけでなく福祉の面でも社会貢献できるようにになりたい」としており、「将来は買物ができない人たちへの食材配達等について検討していきたい」としている。

f 売上・販売・収支

市場には出さずに契約販売を主としている。米については卸やユーザー等への販売

が大半を占めており、野菜についてはスーパー等のインショップや直売所で販売している。

なお、「水田の枚数が増えると経費がかさみ、コストは上昇する」のが実情である。「経営は補助金を入れてやっと黒字」を確保しているものの、営業利益では赤字となっている。ただし、販売価格が下がらないことを前提に「生産調整をゼロにすれば黒字化する」としている。

g 課題等

「周りには70歳前後の認定農業者もけっこうおり、この人たちが農地を預かってきた。この状態はあと5年も持たない。一人がやめると20~30haの農地がポンと出てくる状況になってきた。」当社の設備・施設では「80haが限界」であり、新たな設備投資が必要になってきている。

(注7) (有) ドリームファーム・代表取締役鍋嶋太郎氏からのヒアリングを整理。

4 3 の事例が示唆するもの

紙幅の関係で、3で事例として取り上げることができなかった認定農業者や、県・町、JAからもヒアリングを行った。これらをも含めて現場の担い手の動向や対応等のポイントとなるところを以下に箇条書きで上げる。

a 法人化は必要である

・家族経営では20haが限界とする者が多い。

・家族経営では、その子弟が農業に従事するとは限らず、持続性に欠け、外部雇用が必要。

・農地を永続的に保全していくためには、周辺環境も含めた地域の維持、技術・顧客等を継承していく仕組みが必要。

b 経営

・法人化して経営を成り立たせていくには、権限をしっかりと保持し、裁量権を確保していることが欠かせない。

・個別経営ごとに経営者が必要であるだけでなく、地域マネジメントができる人が切実に求められている。

c 規模拡大は地域維持のため

・平場の一部地域では規模拡大の“激戦地”となっているところもあったが、受け身で頼まれた農地を引き受け、その結果として規模拡大してきたものがほとんどである。

・地域で付き合いのある人から頼まれれば、なかなか断ることはできない。その一方で、他人の農地を預かることは名誉なことと感じている。

・出されてくる農地は遠隔地や条件の悪いものが多く、規模は拡大しても効率性、生産性は低下し、コスト上昇を招いているものがほとんど。

d 地域重視、地域優先

・米を中心に生産しながらも、野菜、花卉の生産・加工、さらには直接販売等経営の多角化をはかっているところが多い。

・米や大豆以外は赤字というところも多く、それでも多角化をすすめているのは農地の出し手も含めての地域雇用の創出、さらには資金繰りを主たる理由としている。

・農地集積をしている担い手は、地域に思いを寄せ、周囲からの信頼を得ている人ばかりで、地域の行事にも熱心に取り組んでいる。

・農業による地域雇用創出にとどまらず、福祉等も取り入れての多角化、社会貢献を考えている法人も多い。

e 人材育成、後継者対策

・若い人たちの就農希望は多い。外部から就農するには法人に雇用してもらうのが一番スムーズ。

・技術習得のためには2～3年の研修が必要。その後、農地なり農機具等の購入のために何千万円もの資金が必要となってくる。

・技術の習得については、仕事の仕方、段取り等、自ら判断し行動できるよう育成していくことがきわめて大事。これは口やマニュアルで教えられるものではない。

f 営業利益ベースは赤字

・米、大豆では黒字を確保できているとはいっても、補助金あつての話。その他の野菜等品目でも赤字がほとんどではあるが、経営全体で利益がちょぼちょぼでも出ていれば、赤字部門でも継続。少しでも地域雇用を確保していくことが大事。

g 平場と中山間地域

・平場に比べて中山間地域は条件が不利。

・中山間地域はまとまりはいいが、一定以上の給料を渡せるだけの収入に乏しく、中核的担い手は育ちにくい。

・平場では勤めている人が多く、農地を貸したがっている。

・平場ではしがらみが少なく、地域からある程度距離を置いての経営が可能。集落営農はめんどくさいと受け止めている人も多い。

5 担い手をめぐる主要な論点とその整理

3の事例と4での事例が示唆するものについての整理は、長野県の中山間地域、富山県の平場地域、岩手県の平場と中山間にまたがった地域であり、全国の問題として整理することにはいささか無理がある。しかしながらこれらに秋田県大潟村等でのヒアリングをも含めて、試論的に担い手問題に関する主な論点についての基本的な整理を以下に展開してみたい。

(1) 担い手をめぐる主要な論点

a 法人化をどのように考えるか

外部雇用も可能にしての農業経営の持続性確保、農地の集積、経営管理の強化等をはかっていくためには、法人化が欠かせない。

戦後間もなく農地解放によって再出発した日本農業は、担い手の高齢化と後継者不

足、そして農業所得の減少に直面している。このため担い手の確保と農地の集積、農業経営の確保は避けられない歴史的な重要課題であり、法人化が大きなカギを握る。

一方、農業は産業であると同時に、生活・暮らしとも一体化しており、かつ地域コミュニティとの共生を抜きにしては成り立たないこと等を勘案すれば、担い手の基本は家族経営に置かれなければならない。

法人化といえどもすれば外部からの企業参入をイメージしがちであるが、農業の特質からして担い手の基本となるのは家族経営体である。また事例等で確認してきたように現に存在する法人は利益優先というよりは地域優先であるが故に今日の地位を築いてきたともいえる。農業の維持、農業経営の持続性を確保していくためには、外部からの雇用が絶対的に必要であり、また農業経営を確保していくために農業経営の近代化が避けられないことからすれば、家族経営の法人化、すなわち一戸一法人を法人化の軸にしていくことが必要である。

(注8) 原田純孝氏は、フランスでは利用面積の77%を50ha以上の経営体が占めており、また全農地の42%を法人が利用している(いずれも2000年)ことを報告している。「その法人経営のほとんどは、農業内から育った農業生産法人」であるが、フランス農政のベースには「農業活動というのは基本的に民事の活動であって、商事の活動ではないという考え方」があるとしている。すなわち「フランスの法人化は、家族経営の近代的発展の延長線上で実現されてきている」とともに、「大規模化しても法人化しても、基本的に家族的性格の経営であることには変わらない」と述べている。(『農村振興』第748号10頁)

b 集落営農の法人化は可能か

07年に開始された水田・畑作経営所得安

定対策(品目横断的経営安定対策)により、4ha以上の認定農業者を除いた小規模農家は集合して20ha以上の集落営農を作ること対策の条件とされた。

これを機に全国でたくさんの集落営農が作られたが、集落営農の要件として特定農業団体と同様に、①農用地の利用集積目標(地域の農用地の3分の2以上)、②規約の作成、③経理の一元化、④主たる従事者の所得目標、⑤農業生産法人化計画(5年以内)、が課せられている。これらのなかで5年以内に作成することとされている農業生産法人化計画の作成が遅れているのが実情である。このため法人化を急いでいくことが必要とされる。

ここで留意しておくべきは、現地でヒアリングを重ねるなかで強調されたのが、集落営農と集落法人の間には大きな質的な差があるということであった。集落営農は中小農家の集合体であるが故に意思決定構造は複雑であり、迅速な意思決定が難しいとされる。すなわち集落法人で求められるのはマネジメント能力を有する人材、経営者の確保であり、任意法人である集落営農を形だけ法人化すればいいということにはならない。

集落営農の中からマネジメントができる人材を登用していきなり、育成を急がなければならないことになる。しかしながら「リーダーはいても経営者がいない」のが多くの地区の実情であり、人材の一朝一夕での育成も困難である。そもそもまず認定農業者ありきで、中小規模の農家が別途集

落営農を作っていくことを余儀なくされてきた経過を振り返ってみれば、集落営農によってはあらためて地域内の認定農業者と一緒にになって再編し、法人化をはかっていくことも一つの現実的な選択肢として位置づけていくことも必要であろう。

c 大規模農家だけでいいのか

同じ地域とはいえ農地の条件は多様であり、大規模化になじまない農地も少なくない。大規模生産者のみならず、自給的農家等も含めた中小規模の生産者の存在は不可欠である。

ところで離農や規模縮小が増加する状況下、農地を集積し農地の保全をはかっていくためには、規模拡大する農家の存在が前提となる。規模拡大していくにあたっては、コスト増加を招きかねないこととあわせて、畦畔の草刈り作業や水の管理の分担の問題が出てくる。特に水の管理は地域の目が厳しく、規模拡大した法人等の社員が直接やるよりは地元の農家にやってもらうほうが安心できるとされる。このように規模拡大していくにあたっては、一定程度の地元農家が存在し、これらと連携をはかっていくことが欠かせない。

また、秋田県の大潟村には500戸を超す農家が存在するが、地域のリーダーでもあるT氏は「規模拡大がすすめられ大潟村に50戸の農家しか残らなくなれば、そんな大潟村には住みたくない」「もうけるためだけであれば農業はやらない。外に出れば、もっと金になる仕事はいくらでもある」と語

っている。農業生産を行う場は、地域コミュニティをベースとした生活を営む場でもあり、特定の大規模農家だけによって維持できるものではない。

なお、大規模化して水稻生産を行っているところの経営実態は、規模拡大が効率化・生産性向上にはつながっていない、むしろコスト増加を招いているところが多い。もちろん、平場等で、これまでの設備投資等を勘案すれば、規模拡大することによって損益分岐点を引き下げることができるところもある。しかしながら集積している水田は遠隔地や条件の悪いものが多く、これらが効率化・生産性向上に結びつくよう区画整理・大面積化されるまでにはさらなる集積の進行を待たなければならない。したがって規模拡大して生産性の向上を実現していくには、長期的視点をもって、現段階は集積による農地保全の段階にあり、次の段階で生産性向上を前進させていくよう、二段構えとすることが重要である。

d 兼業農家は不要か

兼業農家はこれまでの日本農業、特に水田稲作を支えてきた。これに対し、兼業農家が採算を度外視して水田農業を継続するが故に、専業農家等の規模拡大を阻害してきた、との批判も根強い。

水田稲作の装置産業化がすすみ、兼業農家による稲作が可能になる一方、米価は低下を続け、農業所得が減少するのにともない、農外収入を充当することによって稲作を継続し、水田を、地域を守ってきたこと

について批判されるいわれはない。むしろ兼業農家の役割が評価されてしかるべきである。

本質的な問題は、かろうじて兼業農家によって守られてきた水田稲作が、兼業農家の減少によって担い手不足という危機を迎えているところにある。兼業が可能な間は極力兼業を続けてもらいながら、一方で、法人化や集落営農によって新たな担い手と受け皿を確保し、農地集積を急いでいくことが求められる。

また、そもそも前述したように大規模農家と兼業農家とは利害が対立する存在ではなく、地域内で農作業を分担・連携するとともに、地域コミュニティをともに形成し、共生している存在でもある。

e 企業の農地取得は必要か

農業法人のほとんどは、受け身で農地を引き受け、地域雇用の創出のために多品目化や経営の多角化をはかっており、地域との関係を最優先した行動を展開している。これがあってはじめて地域農業は維持されているということが出来る。

これに対して一般の企業は自らの利益確保を最大のねらいとしており、自らの利益確保に差しさわりのない範囲で地域との関係を尊重しているにすぎない。

農地の引受手を確保することが困難化するなかでは、企業が農地を取得し規模拡大をはかっていくことは望ましいようにも考えられる。しかしながら利益が確保できない場合には、地域の事情を無視してでも農

地を売却処分することは必至である。企業が農地取得することによって形成された農地の需給バランスを元に戻すことはきわめて困難であり、地域そのものの崩壊につながりかねない。

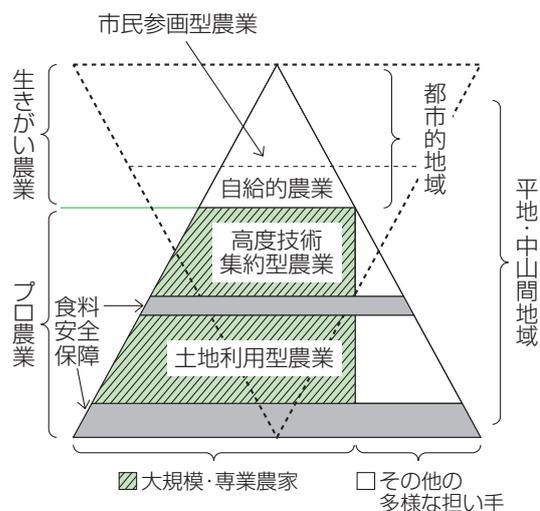
なお、09年の農地法改正で企業の借地が認められるようになった。取得しなければ安心して農地への投資ができないとの声もあるにはある。しかしながら企業と農業法人とでは基本的性格のところで地域との関係性において大きな差異があり、これを同一視することは許されない。

(2) 担い手問題についてのあらためての整理

a 多様な担い手による多様な農業

法人を含む認定農業者や集落営農による農地集積・規模拡大が進展しつつあると同時に、兼業農家が減少して自給的農家に転

第8図 多様な担い手による多様な農業



資料 筆者作成
(注) 実線による三角形は面積ベース、点線によるそれは担い手数ベース。

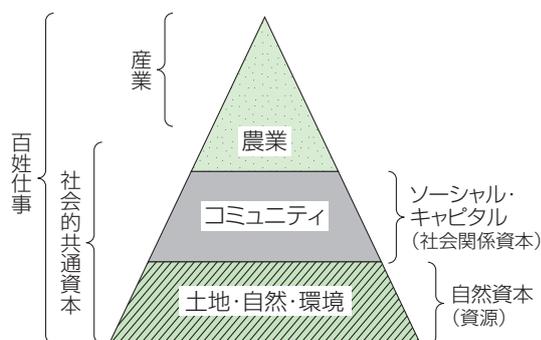
化し、定年帰農等も含めた市民の農業参画が増加しつつある。高度技術集約型農業だけでなく土地利用型農業でも認定農業者等のプロ農家による生産が増加している。

多様な担い手によって多様な農業が展開されつつあるが、土地利用型農業・高度技術集約型農業と自給的農業・市民参画型農業による“生きがい農業”とに農業そのものが二極化しつつあるとともに、プロ農家と自給的農家、市民という担い手の二極化がすすみつつある（第8図）。

b 百姓仕事の評価

これまで農業・農政をめぐる議論は、農業は専ら産業としてのみ語られてきた。しかしながら農業は地域コミュニティによって支えられており、土地・自然・環境という地域資源によって成り立っているといえる。こうした土地・自然・環境の管理によって自然循環機能や景観をはじめとする多面的機能の発揮を可能とし、地域の絆を守ってきたものこそ、金銭では評価されずにきた“百姓仕事”である（第9図）。

第9図 農業・コミュニティ・自然の関係性



資料 筆者作成

百姓仕事は“人手を食う”“手間がかかる”ことから、経済ベースでは評価されにくいですが、外部価値は高く、持続性を保持していくためには欠かせない。

c 社会的協同経営体

土地利用型農業の法人経営の実態は、地域を優先してのマネジメントを展開しているところが多い。また集落営農については1階部分を地区営農組合等による農地利用調整、2階部分を経営なり農作業を行う担い手として位置づける2階建て方式をとるところも多い。農業法人も集落営農も、楠本氏のいう「社会的協同経営体^(注9)」として機能しているといえることができる。

また家族経営体は、生産と暮らしが不可分・一体となった経営であるが故に、こうした機能が分化されずにいるといえる。

(注9)「『社会的協同経営体』とは、私的利益を追求する『私的資本』とは異なる、地域社会の公益を目的に蓄積・管理される『社会的資本』によって、持続的に『経営体』として運営される自治的組織である。」(楠本(2010)50頁)

d 経営とのバランス

百姓仕事を評価するとともに、農業法人の社会的協同経営体としての側面を強調し、これを政策的に支えていくことが必要であるとはいえ、資本主義の世界に存在している限りは自己努力によって採算を確保していくことを免れることはできない。社会的協同経営体等としての役割発揮と経営のバランスをとっていくことが求められる。

このためには売上高の増加、付加価値の向上をはかっていくとともに、コスト低減

に努めていくことは欠かせない。ともすればこれまでの農業経営は“どんぶり勘定”と揶揄されてきたように、数値等を使っての“見える化”の努力に欠けてきたことは認めざるを得ない。

“見える化”を通じて経営管理，生産管理，販売管理等を行い，コスト低減や品質向上等による付加価値向上をはかっていくことが必要である。また消費者への情報発信・経営開示等を通じて“生産者と消費者との関係性”を確立し，再生産可能価格を支持してくれる消費者を獲得していくことがますます重要な時代になってきている。そのポイントとなるのがITの活用であり，近年のクラウドを含めたIT技術の進展と同時に，使い勝手も著しく向上している。

担い手の二極化がすすみつつあるが，“生きがい農業”者はともかくとして，プロ農業者にとってITを活用していくことが必須となってきている。

e 企業との連携

企業の農地取得については反対であり，企業の借地による直接的な農業参入についても，もろ手をあげての賛成はしかねる。

しかしながら企業の農業参入といっても，直接的な参入だけでなく，地元農家を雇用し生産を全面的に任せるものから契約生産に至るまで内容は多様である。企業即反対ではなく，企業の持つ経営力や販売力を活用して，農業サイドでもメリットを獲得していくことは必要であろう。企業にとっても自然に大きく依存し工業的生産になじみ

にくい生産部門を，プロである農業者に任せていくほうがリスクも少なく，経営の安定もはかれよう。

6 農政の対応

(1) 自民党農政の方向性

紙幅の関係から安倍政権による農政の方向についてのみ確認しておく。

金融緩和，財政出動，成長戦略の3本の矢でデフレ脱却を目指しているが，その成長戦略の第2弾で農業の競争力強化策を打ち出している。

①国別・品目別の戦略を定め，農林水産物の輸出を1兆円に倍増させる<輸出倍増戦略>

②6次産業化の市場規模を10年で1兆円から10兆円にする<付加価値増大>，

③都道府県段階の「農地集積バンク」の設置や法的手続きの簡素化で担い手への農地集積をはかる<供給サイドの構造改革>

④「農林水産業・地域の活力創造本部」で農業・農村全体の所得を倍増させる戦略を策定・推進する<農業・農村の所得倍増目標>

⑤多面的機能を評価した新たな「直接支払制度」を創設しての<美しいふるさとを守る>

がその柱となっている。

基本に置かれているのはTPPと同様に，経済成長と輸出促進であり，そのための“武器”となるのが規模拡大と6次産業化であり，内容的には“攻めの農林水産業”

と変わらない。

(2) 求められる方向性と政策

現場事情，特にこれまで紹介してきた土地利用型農業の現場の実態を思い浮かべると，農業競争力強化策とのあまりに大きなギャップに驚かざるを得ない。水田稲作は補助金でかろうじて黒字を確保しながら，規模拡大しても生産性向上には当面結びつかないことを承知で，出されてきた農地を引き受け，保全しているのが実情で，“攻め”とはまったく程遠い実態にある。TPPで安い輸入米がなだれ込んでくれば，価格差を全面的に補填されない限り，水田農業の維持は難しく，最もその影響を受けて赤字を必至とされるのがこれまで地域のためを思って規模拡大してきた大規模担い手となる。

土地利用型農業については規模拡大そのものを自己目的化するのではなく，あくまで地域営農の維持を前提に，これまでの青年就農給付金や人・農地プランを活用しながら，ITを駆使して経営の合理化・付加価値向上をはかるとともに，日本農業の最大の特徴である安全・安心に敏感で，きわめて短い時間距離のところに多数存在している消費者との関係性を強化し，国産を支持し消費する消費者を獲得していくことが要件となる。

これを前提に，あらためて直接支払制度を見直していくことが必要である。

7 農協の対応

農協の取り組むべき一番の課題は，集落営農の法人化対応である。任意組織としての集落営農は利用権の設定ができず，作業の分担なり受委託にとどまらざるを得ない。経営者を確保していくことを念頭に，集落営農の合併等も含めて，法人化支援と人材育成を急いでいかなければならない。

また人・農地プランの実効をあげていくためにも，農協系統で推進してきた地域営農ビジョンを地区ごとに具体化しながら，地域マネジメントを確立していくことが求められる。

担い手の法人化にともない農協離れが発生するとともに，さらにこの拡大を懸念する向きもある。大事なことは農協が多様な担い手に対して多様な選択肢を提供していくことによって地域営農が守られていくことである。特に，販売について市場販売だけでなく量販店や卸，外食産業等との直接販売を広げていくことが欠かせない。

おわりに

わが国農業，特に水田稲作が「いよいよ“最後の5年間”に差し掛かっている」ことについて，危機感は募るばかりである。水田稲作も含めて地域農業を維持していくためには，兼業システムが弱体化するなか，もはや法人化は避けて通れない課題となっている。特に法人化の取組みが遅れている

水田稲作でこそ、法人化が切実に求められているといえる。農業の特質からすれば家族経営を基本に置いての法人化、一戸一法人を法人化の軸にしていくことが適当と考えられる。ところがわが国では法人化といえば企業による外部からの参入問題として捉える向きが強く、こうした固定観念から脱却する必要がある。

集落営農についても法人化が急がれる。ただし、集落営農は社会的協同経営体としての機能発揮も期待されており、特に限界集落が進行する中山間地域の集落営農については、支援を厚くし、集落機能を維持していくことが優先されよう。

あわせて農地集積、規模拡大による生産性向上、効率化が実現するまでには、農地が面的に相当程度まで集約される必要がある。事態は緊急を要すると同時に、長いス

パンでの時間を要することをも覚悟して支援措置を工夫していかざるを得ない。

なお、TPPの行方と支援措置の中身が、本問題を大きく左右することになるのはあらためて言うまでもない。

<参考文献>

- ・宇根豊（2001）『「百姓仕事」が自然をつくる』築地書館
- ・楠本雅弘（2010）『進化する集落営農』農山漁村文化協会
- ・小針美和（2013）「農業法人と農協のあり方を考える」『農林金融』5月号
- ・蔦谷栄一（2004）『日本農業のグランドデザイン』農山漁村文化協会
- ・蔦谷栄一（2012）「IT活用による農業所得確保と農協系統の役割」『農林金融』11月号
- ・蔦谷栄一（2013）「コミュニティ農業と耕畜連携からの再生」『農林金融』4月号
- ・原田純孝（2012）「日本の農業・農村の再生に向けて」『農村振興』第748号

（つたや えいいち）



津波被災地の復興と土地法制度

東北の津波被災地の復興が予想以上に遅れている。その理由や要因には多くのことがらがあるが、その一つとして土地法制度の不備の問題があるのではないかと思う。

地域の復興と再生のためには、住まいとなりわいの復興・再建が不可欠である。住宅と公共インフラの再建は、その必須の前提である。農業についても、水利施設等の再建とあわせて被災農地の再整備が必要となる。しかも、将来またあるべき大津波への備えを考えながら、それらの再建・再整備を進めなければならない。その大仕事が時機を失せず実現されなければ、人々は、戻りたくても戻れず、地域の再生は成しとげられない。

被災地の市町村の多くは、2011年の夏から年末にかけて、市町村さらには地区単位で、「復興まちづくり計画」における土地利用計画図ないし復興方針図を作成し公表した。それは、本当にそのような形で復興が実現すればよいなという想いをも抱かせる、きれいなプラン・図面である。しかし、それを見るとき見落とすはならない重要な問題がある。

すなわち、そのプランが実現されるべき場合は、当該地域の土地(物理的な地面としての土地)の上である。そして、その土地は、現実には膨大な数に細分され、その各々が個別の私的所有権の対象となっている。したがって、プランを実現するためには、その多数の土地所有権とそれに基づく土地利用をいかに制御しコントロールするかという問題が必然的に登場する。ところが、日本の土地法制度には、このような意味での土地所有権の制御を行う仕組みが、非常に不十分にしか備わっていないのである。とくに、宅地、農地、山林等を含む地域の土地空間を一体的にとらえて地域全体の土地利用のあり方を面的に制御し、プランに即した望ましい姿に実現していくという機能は、例えば西欧諸国の土地法制度と比べれば、きわめて脆弱であるといつてよい。

それゆえ筆者は、津波被災地の広がり大きさからみて、その迅速な復興のた

めには、土地に対する新しい公的関与の仕組みの制度化が求められることになるのではないかと予想した。実際にも、土地改良法特例法の制定(2011年5月)や、復興特区法(同年12月)による「宅地・農地一体整備事業」の創設、各種の復興整備事業にかかる種々の特例措置の導入などが行われている。そして、復興整備事業の実施のために巨額の財源が用意された。

しかし、復興特区法が創設・導入した整備事業の仕組みは、被災した人々の住まいと生活の再建のためには十分に機能しなかったように見える。公営住宅の建設の遅れ、高台移転をめぐる土地問題の発生と事業実施の遅れ、周辺地域の顕著な地価上昇、仮設住宅から仮設住宅への移転問題、万一の場合の避難道路や避難場所の建設の遅滞なども、一つには、土地所有権をよく制御しえなかったことに原因があるといえそうである。被災農地の復旧は比較的順調に進んでいるようであるが、その上での新たな基盤整備事業(大規模区画化を含む)の実施という将来に向けた課題の実現は、被災からの時が経過すればするほど、むずかしさを増してきているやにも聞く。他方、住まいと生活の再建が遅れているかたわらで、自然な海岸線を決定的に破壊する巨大な防潮堤の建設工事は粛々と進んでいくという構図があり、それは、かつての「土建国家」という言葉を思い出させさせる。

現地の実情をよくわきまえていない身としては、確たる話はできないが、土地法制度の役割という観点から見た場合にも、阪神淡路大震災後の被災市街地の復興事業と東日本大震災後の津波被災地の復興事業とでは、問題状況や課題に大きな違いがあることは間違いない。今回の津波被災地の復興事業は、日本の土地法制度に対してまったく新しい課題を投げかけた—また、現に投げかけている—といえるのではなかろうか。現実の法制度がそれにどこまで応えられているのか、よく応えられていないとすればそれはなぜか、そして、今後に向けてはどうすべきなのかをあらためて考えてみるのが、土地法制度を研究する者にとっての一つの責務になるだろうと感じている。

(中央大学法科大学院教授 <東京大学名誉教授>原田純孝・はらだ すみたか)

マルチ・ステークホルダー型協同組合の 発展とわが国への示唆

明田 作

〈農林中央金庫 JAバンク統括部 主監〉

〔要 旨〕

- 1 1970年代以降，経済の低迷と福祉国家の衰退という文脈のなかで，行政機関や既存の企業体によっては満たされないニーズへの対応として，新たなタイプの協同組合が誕生し世界的な発展をみせている。
- 2 そこで重視されているのは，様々なステークホルダーの組織運営への関与と活動への積極的な参加である。
- 3 マルチ・ステークホルダー型協同組合に関する法的枠組を整備した最初の国はイタリア（1991年）であるが，その後，ケベック州（97年），ポルトガル（98年），ギリシャ（99年），スペイン（99年），フランス（2001年），ポーランド（06年），ハンガリー（06年）などで，既存の協同組合法の改正や新法の制定という形でマルチ・ステークホルダー型協同組合を積極的に承認する法律を制定した。
- 4 イタリア社会的協同組合法もとのタイプAの協同組合のように活動領域を規定している法律がある一方，フランスやカナダの各州の法律のように，単にその組織形態の概念に焦点を当てている法律も存在する。
- 5 その目的に従い，剰余金処分の制約，アセット・ロック，構成員とガバナンスといった点で多様ななかにも従来のタイプの協同組合とは異なっている点では共通のものがあるが，マルチ・ステークホルダー型の協同組合において重視されるべきはコミュニケーションによる合意の形成と活動への積極的な参加のプロセスである。
- 6 コミュニティの持続的発展の可能性は，身近なところでの課題解決に向けた成功体験を小さなものから積み上げていくことにある。

目次

はじめに

1 マルチ・ステークホルダー型協同組合と法的 枠組の進展

- (1) マルチ・ステークホルダー型協同組合とは
- (2) 新たな協同組合誕生の背景とその法的枠組
の進展

2 主要国の社会的協同組合法の特徴

- (1) イタリアの社会的協同組合法

- (2) 他のヨーロッパ諸国の社会的協同組合法

- (3) イギリス

- (4) カナダおよびアメリカ

3 マルチ・ステークホルダー型協同組合は成功 するのか

4 わが国への示唆と課題

おわりに

はじめに

1970年代以降、福祉予算の削減や新自由主義経済政策のもとでの社会的排除の問題や経済の低迷による失業の恒常化が問題となるなか、行政機関や既存の企業体によっては満たされないニーズへの対応として、主として社会的なサービスの提供や労働統合(work integration)を図るといった分野において、新たなタイプの協同組合が誕生し世界的な発展をみせている。

この新たなタイプの協同組合の大きな特徴の一つは、その構成員の種類とガバナンスの構造が従来の伝統的な協同組合とは大きく異なっている点である。すなわち、従来の伝統的な協同組合がユーザー・オーナー(またはワーカー・オーナー)型の組織であったのに対し、新たなタイプのそれは組織のなかに利害関係を有する複数のグループを抱え、異なる複数の利害関係者のグループによって運営・統治されるマルチ・ステークホルダー型の協同組合である点である。

このマルチ・ステークホルダー型協同組合は、すでにいくつかの国において法的枠組が整備され、「社会的協同組合(social cooperative)」(イタリア、ポーランド、ハンガリー、ギリシャ、韓国)、「社会連帯協同組合(social solidarity cooperative)」(ポルトガル)、「社会的活動主体の協同組合(social initiative cooperative)」(スペイン)、「連帯協同組合(solidarity cooperative)」(カナダのケベック州)、「共同体の利益を図る協同組合(collective interest cooperative society, CICS)」(フランス)といった名称で法的地位が認められるようになっている。なお、社会的協同組合(以下、とくに断らない限りこれらすべての総称として「社会的協同組合」という)とマルチ・ステークホルダー型協同組合は必ずしも一体のものとはいえないが、マルチ・ステークホルダーの関与が後述するように社会的協同組合の基本的な特徴の一つとなっている。

ところで、マルチ・ステークホルダー型協同組合は、新たな立法措置を講じなくても多くの国の既存の協同組合法制のもとで

組成することは可能であるが、新たな立法措置をもって法的にかかるタイプの協同組合を認知したところに協同組合運動における歴史上の意義を認めることができよう。わが国の協同組合法制上、かかるタイプの協同組合を公式に組成することはできないが、社会的協同組合は、新しい「公共」政策との関連で、2004年の国民生活白書において紹介され、内閣府の新たな公共推進会議の取りまとめ（13年6月）のなかでも「社会的協同組合法」を検討するとされている。

その後、具体的な検討は深まっていないが、本稿では、マルチ・ステークホルダー型協同組合誕生の背景と法的枠組の進展の簡単な経過、主要国の制度的特徴の比較、北米にみられる特徴とその背景などを紹介しつつ、わが国への示唆とわが国における課題を整理し、あわせてその可能性について考えてみることにする。

1 マルチ・ステークホルダー型協同組合と法的枠組の進展

(1) マルチ・ステークホルダー型協同組合とは

ここでマルチ・ステークホルダー型協同組合というのは、同じ協同組合の内部に2つ以上のステークホルダーの集団が存在し、それら集団によって統治されることが法律によって公式に認められた協同組合を第一義的には念頭に置いている。そしてそれらは、一般に、消費者、生産者、労働者、ボランティアその他コミュニティにおけるサ

ポーターを構成員に含んでいる。

消費者協同組合、生産者協同組合、労働者協同組合などに代表されるこれまでの主要な協同組合は、当該組合から直接の便益を受ける者が同時にその所有者、かつ運営者（経営者）であるのが一般的であった。それどころか、わが国やアメリカのいくつかの州などのように、法律上、同じ範疇の組合員によって構成される協同組合以外の協同組合は許容していないところも多い。

このマルチ・ステークホルダー型協同組合は、イタリアやカナダのケベック州において急速に発展してきたものであるが、EUやカナダにおいては、一般的に、主として社会的目的とりわけ医療その他の社会的サービスの分野で組織されている。アメリカにおいては、地域のフード・システムの確立・維持の領域でマルチ・ステークホルダー型協同組合の活動が関心を集めてきているし、保育や医療、醸造などの分野でもその例がみられる（Lund（2011））。

ところで、ヨーロッパでは、いわゆる第三セクターの中核をなすものとして、社会的企業^(注2)の概念が社会的協同組合運動と密接な関連のもとに誕生し、発展してきた（Defourny & Nyssens（2010））。イタリアでは90年に社会的企業（Impresa sociale）と題する雑誌が発刊され、翌年の社会的協同組合法の制定のための組織が立ち上がったときに社会的企業の概念が導入され、他のEU諸国にも広まった（Defourny & Nyssens（2008））。一方、社会的企業それ自身の胎動は、ヨーロッパよりも早くアメリカにおいて始まるが、

米国においても期を同じくして93年には、ハーバード大学ビジネススクールに社会的企業イニシアティブ (SEI: Social Enterprise Initiative) が創設され、その後の取り組みに影響を与える試金石ともなった (Defourny & Nyssens (2010), Kerlin (2006))。

ヨーロッパにおいても社会的企業概念は国によって微妙に異なるが、広く受け入れられているのは、ヨーロッパにおける社会的企業に関する研究者のネットワークであるEMESの定義である。それを要約すると「社会的企業とは、コミュニティの対する便益という明白な目的を持ち、それに直接関連する物資やサービスの提供を行う営利を目的としない (not-for-profit) 私的な組織である。そしてそれらは統治機関への様々なタイプのステークホルダーの関与を含めた積極的な協同活動に依拠し、組織の自主性に価値を置くとともに事業活動に伴う経済的リスクを負担する」 (Defourny & Nyssens (2008)) ということになる。

本稿との関係で重視するのは、様々なステークホルダーの関与を含めた積極的な協同活動という点である。多くの場合、社会的企業の目的の一つが経済活動を通じて地域レベルでの民主主義を助長することであり、顧客の参加、それにステークホルダー志向と民主的なマネジメント・スタイルが社会的企業の重要な特徴となっている (Defourny (2001))。

これは協同組合と親和的な特徴であり、国によっても異なるが社会的企業を担っている主体が協同組合であることによっても

うなずける。ICAのCICOPA (産業・家内工業・サービス生産者協同組合国際委員会) が取りまとめ、最終的には2011年11月のメキシコのカンクーンで開かれたCICOPAの通常総会で承認された「社会的協同組合に関する世界基準」 (World Standards of Social Cooperatives) でも、組合員資格のマルチ・ステークホルダー構造を社会的協同組合の重要な特質の一つに掲げている。それは社会的協同組合としてのミッションが必然的に異なるステークホルダーを巻き込むことを可能にしているというだけでなく、それは革新的な意味合いで民主的かつ参加的マネジメントの発展に貢献するとともに、社会一般の利益に貢献するというミッションとその効率的実施に応えることができるからにはほかならない (同基準の2.3項参照)。

別の言い方をすると、協同組合というのは、企業としての効率性を維持することで永続的に存続することを可能にするという経済的側面と、コミュニティにおける社会的サービスの提供、それに社会的に排除された経済的・社会的弱者を企業に労働力として包摂するという社会的側面を結合することができる企業体であり、それは多様なステークホルダーが参画することでうまく機能することができるということである。

(注1)「ステークホルダー」は、今日のステークホルダー論の試金石ともなったR.E.フリーマンの『戦略的経営—ステークホルダー・アプローチ (“Strategic Management — A Stakeholder Approach”, Pitman Publishing (1984))』のなかで、フリーマンは「組織の目的達成に影響を与えることができるか、組織の目的達成によって影響を受ける個人または集団」と定義したが、この定義は現在でも広く受け入れられて

いる。わが国では、80年代以降、企業の社会的責任論からのCSRの一環として広まった用語であるが、これを利害関係人という語に置き換えるとステークホルダー論の有するダイナミズムが失われるので、ステークホルダーという用語をそのまま用いる。とりわけ92年のリオデジャネイロの地球サミット以後、国際社会では持続可能な社会を支える新たなガバナンスのあり方として、多様なステークホルダーが意思決定や合意形成に対等な立場で参加し、平等に説明責任を果たすという多様なステークホルダーが参加した対話と合意形成のプロセスである「マルチ・ステークホルダー・プロセス (MSP)」として公共政策や様々な分野での実践が行われてきている。そこでは、合意形成に向け各ステークホルダーが対等な立場で対話するプロセスが重視され、そのことは各ステークホルダーが権利だけではなく責任も平等に分ち合うということが含意されている (Hemmati, M. et al (2002), 佐藤 (2010) 等を参照)。マルチ・ステークホルダー型協同組合というのはまさにかかる意味でのMSPの実践の場であり、ここで「ステークホルダー」というのは、一般的な意味での単なる「利害関係人」ではないことを頭の隅にとどめておきたい。

(注2) 第三セクターは、一般に社会的経済とほぼ同義で使われているが、その範囲には微妙な違いがあり、国によっても社会的経済の概念の普及度にも濃淡があり、また、その意味するところに若干の違いがみられなお議論がある。概念整理は重要だが、本稿の直接の目的ではないので、ここでは立ち入らない。EU諸国において協同組合が社会的経済の構成要素であることにおいては異論がみられないといってよい。

(2) 新たな協同組合誕生の背景とその法的枠組の進展

a 背景

では、なぜ今マルチ・ステークホルダー型の協同組合が注目されているのか、その発生の背景は何かを問うことは重要であろう。

社会的企業が協同組合からスタートしたともいえるヨーロッパ (西ヨーロッパ) では、景気の落ち込みと失業者の増大が70年代の終わりごろから始まり90年代へと続き、多

くのヨーロッパ福祉国家は財政の悪化という危機に瀕し、また従来の福祉政策はその有効性および正当性という点でも維持が極めて難しくなった。失業者、とりわけ長期の失業者 (ハンディキャップをもった者や未熟練者を含む) が増大・定着化することで従前の雇用政策も有効性という点でその正当性が弱まってきた (Borzaga & Defourny (2001))。社会保障制度の縮減は、地方分権、民営化それに社会的サービスの削減によって特徴づけられるが、これに加え、失業者の増大は、適当な公共政策を欠いている分野において多くの社会的サービスの需要を生み出すことになる。

これに対応して新しい社会的企業が、主として第三セクターにおいて、増大する社会から取り残された人々たちに対する住宅問題、社会・経済構造の変化に起因する新たなニーズを満たすための保育サービス、急速な高齢化と家庭構造の変化のなかでの高齢者サービス、都市の改造、長期失業者に対する雇用プログラムの不備への対処といったことを含めた新たなニーズに対応し始めることとなった。これらのヨーロッパのパイオニア的存在である社会的企業の多くは、市民社会セクター、ソーシャルワーカー、伝統的な第三セクターを代表する組織、ときには社会的に排除された人々自身によって80年代に作られたものである (Kerlin (2006))。

一方、アメリカの場合には、ヨーロッパの場合と異なり、非営利団体が活動に必要な経費を捻出するための商業的な活動を行うといったことは、実質的に建国当初から

行われていた。「社会的企業」と用語は、70年代にハンディキャップをもった人たちへの仕事の機会を創出する方法としてスタートした非営利団体の商業活動を定義するために使用され始めたといわれているが、概念としてひろく広がったのは、非営利団体が頼っていた政府補助金が削減されたことによる。

すなわち、60年代の「偉大な社会 (Great Society)」政策以降、連邦政府が貧困、教育、医療、コミュニティ、環境、芸術事業に多額の資金を投入し多くの非営利団体が生まれたが、70年代になり景気が悪化するとともに80年代には福祉の削減と偉大な社会政策での資金投入が削減され、非営利団体は、政府支出削減によって生じたギャップを埋めるために商業活動の拡大を図ることで対応した。その過程で、少なくとも当初は社会的サービスの事業を指すものとして用いられていたが、今日では非営利団体の目的を達成するために行う商業活動であればその全てを含むものとして用いられている (Kerlin (2006))。

このようにアメリカの場合は、はじめから非営利団体の商業活動という面に焦点が当てられており、ヨーロッパとは異なり社会的企業としての協同組合が論ぜられることはない。また、マルチ・ステークホルダーの組織構造が社会的企業の一環として論じられることもなく、法的枠組の議論もな

(注3) ヨーロッパにおいては、社会的企業といっても国によって違い、担い手の企業形態も多様である。それは、法的な環境、支援的な環境の

有無、教育を含めた社会・文化的な基礎、社会保障制度・雇用政策など様々な要因があろうが、社会的企業の主体を協同組合にするかアソシエーションにするかという点は、その国の歴史と法的環境の違いによるところが大きいように思われる。すなわち、アソシエーションがその社会的目的達成の手段として市場で財やサービスを生産し販売することが許されるところでは、社会的企業は主にアソシエーションとして設立されるのに対し、アソシエーションの商業活動が規制されている国々で、かつ、協同組合が容易に設立できるところでは、協同組合の性格が少し変わったとしても協同組合という法形式を選択した (Borzaga & Defourny (2001), European Commission (2013)) といえよう。

b 法的枠組の進展

イギリス、ベルギー、デンマークなどの例のように、真のニーズが存在するところでは、特別の法的枠組がなくてもマルチ・ステークホルダー型協同組合は発展し得るといえるが、特別な法的枠組があれば、特定の組織の組成を促す契機の一つになるとはいえよう。

本稿のテーマであるマルチ・ステークホルダー型協同組合に関する法的枠組を整備した最初の国はイタリアで、91年にかかるタイプの協同組合を社会的協同組合として公認する法律を導入した (Lund (2011), Girard (2009))。もちろん、イタリアの場合、そこに至るまでには25年にもおよぶ地方での経験を経て^(注5)いるが、イタリアに刺激を受けつつ、その後、ケベック州 (カナダ、97^(注6)年)、ポルトガル (98年)、ギリシャ (99年)、スペイン (99年)、フランス (2001年)、ポーランド (06年)、ハンガリー (06年) など^(注7)で、既存の協同組合法の改正や新法の制定という形でマルチ・ステークホルダー型協同組合を積極的に承認する法律を制定した。

なお、2000年代に入り、いくつかの国において新たな法律の制定があったり社会的企業に関する法的枠組についての検討が進んできたこともあり、社会的企業の法的形態に関する法的枠組は、現時点では次の3つに大きく分けることができる (Cafaggi & Iamiceli (2009))。

①「協同組合モデル」；社会的目的によって特徴づけられる特定の協同組合として法的に規整されているもの^(注8) (イタリア、スペイン、ポルトガル、フランス、ポーランド等)。

②「会社モデル」；活動の社会的成果 (social outcomes) と利益分配に対する厳しい制約によって特徴づけられる営利目的の会社とは異なるもの (ベルギー、イギリス等)。

③ 自由選択形態モデル；法的形態と無関係に法的に定義された目的 (活動の社会的成果) に基づくもの (フィンランド、イタリア、スペイン、ポルトガル等)。

以下では、マルチ・ステークホルダー型協同組合に焦点を絞って、主要な法的枠組に関する特徴をみてみよう。

(注4) なお、ドイツの協同組合法など、わが国の協同組合法とは異なり、純粋な組織法でかつ員外利用規制も存在しないところでは、マルチ・ステークホルダー型協同組合を組成するのに不都合はないといえる。

(注5) なお、国法が整備される前の88年には、イタリアの特別自治州であるトレンティーノ＝アルト・アディジェ/南ティロル自治州の社会的連帯協同組合法 (Law N.24 of October 1988) が制定されている

(注6) ケベック州が最初と一般にいわれているが、オンタリオ州では、94年の改正で、マルチ・ステークホルダー協同組合に関する規定を設けている (Co-operative Corporations Act, RSO 1990, cC.35)。その後カナダでは、アルバータ州で、01年の改正で同じくマルチ・ステークホルダー協同組合に関する規定 (Cooperative Act,

SA2001, cC.28.1) を、マニトバ州では、11年の改正でマルチ・ステークホルダー協同組合に関する規定 (The Cooperative Act, C.C.M.c. C223) を設けた。なお、ブリティッシュ・コロンビア州では07年の改正でコミュニティサービス・協同組合を認めたが、これは協同組合というよりはNPOに近い性格でステークホルダーに関する規定は置いていない (Cooperative Association Act, SBC 1999, Chap.28)

(注7) ウルグアイでは、06年の法律で一定の労働者協同組合を社会的協同組合として認めた (Law No.17, 978) が、マルチ・ステークホルダーを積極的に規定しているわけではなく、一方、12年に韓国で制定された協同組合基本法 (法律第11211号) では、社会的協同組合に関する条項が設けられ、12年11月12日の大統領令 (第24164号) において社会的協同組合の設立認可基準 (12条) として、設立同意者が生産者、消費者、職員、ボランティア・メンバーおよび後援者等多様な利害関係者で構成されなければならないこととしている。

(注8) なお、イタリアでは05/06年に社会的企業法 (Decreto Legislativo 24 marzo 2006, n. 155 "Disciplina dell' impresa sociale, a norma della legge 13 giugno 2005, n. 118") を、スペインでは11年に社会的経済法 (Ley 5/2011, de 29 de marzo, Ley de Economía Social) を、ポルトガルでは13年に社会的経済基本法 (Lei n. 30/2013 de 8 de maio, Lei de Bases da Economia Social) といったように (現在フランスでは社会連帯経済法案 (PROJET DE LOI relative a l'economie sociale et solidaire) が審議中)、社会的協同組合法や社会連帯協同組合法等とは別に、それら法形式とは無関係の社会的企業一般に関する法律 (いわばラベル法) を制定している。社会的企業の担い手を限定する必要性は乏しいので、大きな流れとしてはかかる方向に向かうのではないかと思われる。なお、韓国でも順序は異なるが、06年に社会的企業育成法 (法律第8217号) が制定され、12年になって社会的協同組合に関する法律 (協同組合基本法・法律第11211号) が制定されている。

2 主要国の社会的協同組合法の特徴

前述のようにマルチ・ステークホルダー型の協同組合を社会的協同組合という形で

公式に認める法律を最初に導入したのはイタリアであり、それに触発されて各国の類似の法律ができてきた。ここでは、社会的協同組合一般を説明するのは紙幅の制約もあることから、主としてマルチ・ステークホルダーという形態に着目してイタリアの社会的協同組合法を概観し、各項目につき各国の法律を参照しつつ相互の異同をみることにしよう。

(1) イタリアの社会的協同組合法

イタリアでは、前述のように91年に国法が制定されるが、70年代には公的な社会・福祉サービス等の縮減を背景として新たな社会的ニーズに応えるための取り組みのなかから、「社会的連帯協同組合」(cooperativa di solidarieta sociale) という新たな概念・タイプの協同組合が誕生した。誕生の契機の一つとなったものは、精神障がい関連の施設・病院を廃絶する78年のいわゆるバザーリア法といわれる。これは精神病院の廃絶により患者を社会から隔離せず地域で自由に暮らせるようになることを目的としたもので、その結果精神障がいを持つ人々の暮らしを支えるための地域社会づくりの運動が活発化し、社会的協同組合の前身となる多くの組織が誕生したといわれる。最初は、かかるタイプの協同組合は裁判所も法的に承認を与えなかったが、81年にはカトリック系の協同組合の連合組織であるコンフコープ (Confcoop) 主導のもと国法として「社会的連帯協同組合法」が提起され、その後裁判所も法人化を承認し、地方の自

治州での法的整備も進んだ。最初の法案の提出から10年の歳月を経て誕生したのが社会的協同組合法 (L.381/1991, Disciplina delle cooperative sociali) である。

当初あった「連帯」^(注9)という表現は法律の題名からは消えたが、コンフコープが「連帯」に込めた主張は、「社会的協同組合は、次のことを通じ、人間としての成長および市民の社会的統合というコミュニティの普遍的な利益を追求することを目的にする」との法律第1条の定義(1項本文)に込められている(田中(2004))。「次のことを通じ」というのは同項の2つの号、すなわちa)とb)で、a)は、社会サービス、医療保健サービスまたは教育サービスを提供することであり、b)は、ハンディキャップを持つ者の就労を目的として農業、工業、商業ないしサービス業の多様な活動を行うこととなっている。前者の社会的協同組合をタイプAといい、後者をタイプBといっている。このようにタイプAの協同組合は最終的な社会的目的のために特定の社会的なサービスの提供を行うことを目的とし、タイプBのそれはハンディキャップを持った人の労働市場への統合を直接的な目的としており事業の範囲については限定がないのが特徴である。

両者いずれも組合員に対して便益を提供する従来の共益組織と異なり、公益を目的とした組織であり、そのことは組織の構造やガバナンスのあり方や剰余金の処分といった分野にも影響を及ぼすことになる。

まず、組織の構成員とガバナンスである

が、法律上は、組合員の資格といった条項をとくに設けておらず、明文をもってマルチ・ステークホルダーによるガバナンスを強制するような規定は置いていない。しかし、全体を通じて組合員として想定されているのは、就労者のほか、利用者、ボランティア、資金援助者、それに公的・私的法人である。ボランティア組合員が全体の50%を超えてはならないという制限（第2条2項）を除き、組合員の構成についての制限はない。タイプBの協同組合の場合、その目的に照らしハンディキャップを持つ労働者を一定割合その組合員にすべきであろうが、法律はそれぞれの事情に照らし、ハンディキャップを持った労働者については全体の労働者数の30%以上を労働者として包摂すれば足りることになっている（第4条2項）。

社会的協同組合法に定めがない事項については、民法典を含め協同組合に関する一般的な法律の規定に従うことになる（第1条2項）。

ガバナンスに関しては、社会的協同組合に特有の規定はなく、原則としていずれの組合員も1人1票で、一定の範囲で複数の議決権を付与するようにすることも可能であるが、社会的目的を持つ協同組合の場合には民主的なガバナンスがより重要で、1人1票の例外は重要な要素ではない（ECNL（2012））。資金援助組合員の議決権総数は全体の33%を超えてはならず、理事会のメンバーにも50%以上はなれないという制約はあるが、社会的協同組合固有の制約といっ

たものは存在しない（民法典による）。

利益の分配制限については、毎事業年度の利益の30%以上を法定準備金に、その3%を協同組合振興のための相互基金へ充当・拠出することが義務付けられているが、これは他の協同組合の場合と同様である。なお、残余の利益の配分に関しては、社会的協同組合の場合には、定款に組合員に対して分配を可能とする割合の最高限度を規定することが求められているに過ぎない。ただし、組合員に対する利益の分配は利益の80%までに制限されているほか出資配当率はイタリアの郵便局が発行する債券の利率の2%を超えてはならないとされている（ECNL（2012））。

なお、イタリアの法律上、利益の配当（dividends）と利用分量配当（refunds）は区別されており、後者については、利益の分配（profit distributionまたはdividend）とみなされない（ただし、利用分量配当が可能かどうかは法定準備金への積立を控除した後の金額による制限がかかる）（Final Study Part II）。しかし、多様なステークホルダーを抱える社会的協同組合については、その社会的目的との関係で利益の分配が重要な意義を持つとは思われない。なお、解散の場合の残余財産^(注10)については、社会的企業としての地位を有するか否かにかかわらず、組合員に対して分配することはできないこととされている（ECNL（2012））が、これは、社会的協同組合の場合には不分割積立金に充当された利益については法人税を課さないこととの関係によるものである。

(注9)「連帯」という用語は実は深い意味がある。それは、カトリック教会の社会領域における教会の教えの新たな始まりとなったともいえる最初の社会回勅であるレオ十三世の「レールム・ノヴァルム」(1891年)の基本原理の一つであり、それは人間に本来備わっているものとして、共通善に向けられている社会原理であり倫理徳である。それは人間にふさわしい社会づくりへと導く原理の一つであり、それによって社会的価値、すなわち真理、自由、正義、愛という価値が促進されることになるものといえる。カトリックの社会教説のなかでは、この原理とならんで重要な「補完性の原理」がある。参加は補完性の原理を特徴づけるものであり、共通善という視点のもとですべての者によって責任をもって意識的に成し遂げられるべき義務で、いろいろな領域において、とりわけ人間としての成長にとってそのもつ意味は重要である(教皇庁正義と平和評議会『教会の社会教説綱要』(マイケル・シーゲル訳・カトリック中央協議会、2009年)。なお、連帯経済など「連帯」を表現に用いているのがラテン欧州(仏伊西)・ケベックおよび中南米といったラテン諸国に多いのはカトリック教会の教え・思想の影響とみてよいであろう。

(注10)ここで「社会的企業」というのは、05年の社会的企業法(Law 118/2005)および06年の社会的企業法の施行に関する法律(Law 115/2006)によって、企業の法形式を問わずに一定の要件を備えたものをいう。なお、同法のもとでは、労働者と顧客が意思決定の過程に参画することが求められているが、参画の仕方については極めて弾力的である(Law 155/2006,12条, ECNL(2012))。なお、社会的企業としての地位を得ようとする場合には、05年の社会的企業法(Law. 118/2005)のもとで、後述のイギリスのCIC(Community Interest Company)等と同様の、アセット・ロック規制(後述のイギリスの項を参照)があり、またガバナンスに関してもマルチ・ステークホルダーによるガバナンスが求められており、顧客(利用者)と労働者が適切に関与できる措置が講じられる必要があるが、それ以上の包括的な法的枠組は与えられていない(OECD(2010))。

(2) 他のヨーロッパ諸国の社会的協同組合法

イタリアにならない、社会的目的を有する

協同組合に関する法律を制定した国には、ポルトガル(Cooperatyive code=Law n. 51/1996 & Legislative decree n. 7/1998)、スペイン(Natinal law 27/1999 & regional laws in 12 autonomous regions = 1993~2003)、フランス(Law of 17 July 2001)、ポーランド(Law on Social Cooperatives 2006)、ハンガリー(Law 2006.X.)およびギリシャ(Law 2716/1999 & Law 4019/2011)がある。

国によって活動の目的・範囲が少しずつ異なるが、スペイン、ギリシャの場合にはイタリアのタイプAとタイプBの双方のタイプのものがあり、ポルトガルについてはタイプAのものも包含したタイプBに相当するものである。なお、ギリシャにあっては、老人、乳幼児、子供、身障者等に対する社会福祉・サービスのための協同組合と文化、環境、教育、公共的サービス、地域特産品・工芸等の生産・保全などの種々の活動を行う協同組合の2つのタイプに区分されている。これに対し、フランスは、タイプAに相当する協同組合であり、ポーランドとハンガリーは労働統合に関するタイプBの協同組合である。ポーランドの組合の性格は労働者協同組合であるが、その活動は非経済的な活動であり商業的活動は許されていない。

マルチ・ステークホルダー型協同組合の場合には、出資者、従業員(ハンディキャップを持った労働者の親を含む)、便益を受ける者、ボランティア、地域住民、地方公共団体および資金援助者等、多様なステークホルダーを含むのが一般的である。しかし、

これら種々のステークホルダーによって組織を構成するという点については、国により、法律によって認知されているだけのところから法律上の要件になっているところと濃淡がある。イタリアは前述のように緩やかな義務にとどまっているのに対し、ポルトガルの場合には、少なくとも利用者と労働者は組合員になるほか、フランスの場合は、労働者と利用者に加え各組合の定款で定められたそれら以外のカテゴリーの者を組合員にしなければならないと法律上の義務になっているのが特徴である。なお、ポーランドの場合には労働者のうち社会的に不利な立場の人たちが労働者組合員として組合員の80%以上いなければならないといったように国によって規制の方法は異なっている。また、ボランティア組合員に対する規制も、それを許容する国、ポーランドのようには組合員にはなれない（非政府組織は例外）ところ、イタリアのように上限規制を設けている国と、これも様々である。なお、ギリシャに関しては、法人も組合員になれるものの全体の3分の1を超えてはならないとか、労働統合型の社会的協同組合を除き、地方公共団体等は組合員にならないという制約があるが、地方公共団体等は社会的協同組合のメンバーになれるのが一般的である。

また、各ステークホルダーの有する議決権も、原則として1人1票であるが、スペインの一部の例では、ボランティア組合員は、情報の提供を受ける権利と経営機関の構成員の代表を選ぶ権利を除き議決権は有

さない。ポルトガルの名誉組合員は、情報の提供を受ける権利はあるが選挙権も被選挙権もない。また、フランスのように、1人1票が原則であるが、総議決権の10%を下回らず、かつその50%を超えてはならないといった制限のもと組合員のカテゴリー単位に議決権の配分を変えることを許容している場合があるといったように様々である（CECOP（2006））。

最後に剰余金と資産処分に関する制限については、フランスについては、イタリアの規制に似ているが、解散の場合の残余財産については類似の社会的協同組合等に帰属させなければならない。これに対し、ポルトガル、スペイン、ポーランドおよびギリシャの場合には、一切の利益の配分が禁止されており、アソシエーションに近い。多くの場合、出資金等に対する上限規制のある利子（配当）を除き、組合員への利益の配分は禁止されている（CECOP（2006）、OECD（2010）、NASIOULAS（2011））。

（注11） フランスの社会的協同組合の組合員資格を有する者は5つのカテゴリー、すなわち①当該組合の労働者、②当該組合の事業・サービスの利用者、③ボランティアの自然人、④公共団体、および、⑤当該組合の活動に貢献しようとする自然人または法人である（01年改正後のLaw/1947の19条の17）。

（3） イギリス

イギリスのコミュニティ利益会社（Community Interest Company；CIC）は、04年の法律（Companies〈Audit, Investigations and Community Enterprise〉Act 2004）および05年の規則（The Community Interest

Company Regulations 2005) によって認められた新しい会社形態の一つである。この法律は、利益と資産を公共財として使用したい社会的企業のために創設されたもので、設立が容易で会社形態における柔軟性と確実性をフルに兼ね備えているが、コミュニティの利益に役立つことを確実にするための固有の規制を備えている。その最大の特徴は、会社の目的（コミュニティの利益のための活動）とアセット・ロック（asset-lock, 資産の封じ込め）にある。後者は、CICの活動から得られた利益と資産は、一定の上限のある配当等を除き株主等に分配することを禁じ、CICの解散の場合にもチャリティのために提供するか、他のアセット・ロックのかかった組織に移転させる義務を課すことで専らコミュニティの利益のために確実に役立てるようにしたものである。なお、ガバナンスに関しての枠組みは何も提供していない。

ところで、イギリスの協同組合に関する法律は複雑であるが、1965年の産業節約組合法（Industrial and Provident Societies Act 1965）のもと、純粋な協同組合（bona fide co-operative）とコミュニティの利益のために事業を行う組合（Bencom）が認められてきた。CICの最大の特徴の一つであるアセット・ロックについては、すでにCICに関する2004年法に先立つ03年の法律（Co-operatives and Community Benefit Societies Act 2003）で、Bencomに対して導入されている。さらに、10年の法律（Co-operative and Community Benefit Societies and Credit Union Act 2010、

本稿執筆時点で一部を除き未発効）により、既存の産業節約組合法（65, 67, 68, 75, 78, 02 および03年）の名称は、すべてCo-operative and Community Benefit Societies [and Credit Union] Act（〔 〕内は75年および78年法を除く）に変更になるほか、IPS（Industrial and Provident Societies）というものは消滅し、クレジット・ユニオンを除き、登記上も①協同組合（Co-operative Society）と②コミュニティ利益組合（Community Benefit Society : Bencom）と明確になり、組合のカテゴリーは、これら2つに加え、2010年法前の組合（Pre-2010 Act Society）との3つのカテゴリーに区分される。

組合員およびガバナンスについては、CICに関する法律と同様、特別の法的枠組を提供していない。マルチ・ステークホルダー型の組織形態を採用するかどうかは定款自治に委ねられるが、コーペラティブス・UK（Co-operatives UK）やサマセット・コーペラティブ・サービス（Somerset Co-operative Services）などの団体がマルチ・ステークホルダー協同組合のモデル・ルール（模範定款）を示している。CICではなくBencomを選択するには、登記に際して会社の法形式を採用しない特別の理由を説明しなければならないが、民主的な意思決定の構造を選択する必要があるといったことが理由の一つになろう（Development Trusts Association & Co-operatives UK 2010）。

(4) カナダおよびアメリカ

カナダのケベック州は、協同組合運動が

盛んなところであり、イタリアの社会的協同組合法に刺激を受けながら、97年の改正で協同組合法に連帯協同組合の概念を追加した。改正法に基づく当初の226.1条は、「連帯協同組合とは、当該組合から提供されるサービスの利用者である組合員および当該組合で働く労働者である組合員を同時に統合する協同組合である。そして当該組合における目的達成に関し社会的または経済的利害関係を有する個人または組織も組合員となることができる（これらの組合員を以下『賛助組合員（promoting members）』という）」と単に連帯協同組合の組合員のカテゴリーを規定した。この点はその後、05年の改正で重要な変更が行われており、上の3つのカテゴリーに属するもののうち2つのカテゴリーに属する組合員で構成されるものであればよく、それまでのように利用組合員と労働者組合員で構成する義務はなくなった。すなわち、利用者協同組合であれ労働者協同組合であれ、賛助組合員を組合員に加えることで連帯協同組合になることが可能になった（Girard & Langlois (2009)）。

賛助組合員は、いわば資金援助をする組合員であり、組合は賛助組合員に対し優先出資を発行することができる（226.5条）。各組合員の議決権は1人1票（68条）で、各カテゴリーの組合員は各カテゴリーごとに少なくとも1人は理事を選ぶ権利が与えられているが、資金援助組合員によって選ばれる理事の数は理事定数の3分の1を超えてはならないことになっている（226.6条）。

剰余金に関しては、利用組合員に対して

は取引高に応じ、労働者組合員に対しては従事分量に応じて利益を分配することが認められるが、賛助組合員に対しては剰余金の分配が認められない（226.8条）（筆者注：これは優先出資に対しては確定利率による配当となることによるのであろう）。積立金については、アセット・ロックがかかり組合員には分配できない（146・147条等）。

なお、このマルチ・ステークホルダー型の協同組合を法的に承認したのはカナダではケベック州だと一般にはいわれているが、すでにオンタリオ州では、マルチ・ステークホルダー協同組合という名称で新たなタイプの協同組合を94年の改正（1994, c. 17）で認めている。また、01年にはアルバータ州（Cooperative Act, SA2001, cC28.1）そして11年にはマニトバ州（The Cooperative Amendment Act, S. M. 2011, C.7）で、それぞれマルチ・ステークホルダー協同組合に関する規定を設けており、サスカチュワン州では、検討が継続中である^(注12)。

前述のように日本の場合と同様、アメリカでも単一のクラスの構成員に対する便益を図るための協同組合しか認めていない州もあるが、多くは組合員を弾力的に構成できる法的枠組を有しており、マルチ・ステークホルダー型協同組合は主として食料分野において成功事例がみられる（Lund (2011)）。Lund (2011)は、アメリカにおけるマルチ・ステークホルダー型協同組合のケース・スタディにおける成功事例として、Weaver Street Market（ノースカロライナの労働者と消費者によるリテール部門の協同組合）、

Producers & Buyers Co-op (ウィスコンシン
の病院の食糧サービス部門に対するローカル・
フードを供給する農家、消費者、流通業者によ
る協同組合), Oklahoma Food Co-op (事前予
約をベースとする消費者と生産者によって運営
される協同組合), Fifth Season Cooperative
(ウィスコンシン南西部の地域のフード・シス
テムを再興するための生産者、生産者グルー
プ、加工業者、流通業者、バイヤーおよび労働
者の6つのクラスからなる協同組合) をとり
上げているが、詳細はLund (2011) とそれ
ぞれの組織のWebサイトを参照願うことと
し、ここでは単に事例の紹介にとどめる。な
お、アメリカ農務省のセンサスによると、
すべてが協同組合という組織形態で運営さ
れているとは限らないが、07年時点で、地
域のフード・システムの維持等を主たる狙
いとした生産者と消費者によって組織され
るCSA (Community Supported Agriculture)
は、12,549も存在する。

ところで、近年アメリカやカナダのいくつ
かの州では「有限責任協同組合法 (Limited
Cooperative Association Act (LCAA))」を制
定した。これはいわゆる新世代協同組合を
承認した法律である。これは、ヨーロッパや
ケベック等における新たな法制とは少し異
なる経路をもったものであるが、投資組合
員を地域のサポーターの中心に位置付ける
ことができる限り、同様な効果が期待でき
るものだといえよう。原則として剰余金処
分に関する制約がないという点では、これ
まで述べてきた社会的協同組合の範疇から
は除外されることになろうが、サポーター・

メンバーの中核として投資組合員 (investor
member) を位置付けることは可能であろう。
現に、アメリカにおける農業も、農家の暮
らしに関係するだけでなく農村のコミュニ
ティそれ自体の問題ともなっている。新世
代農協における投資組合員は地域の住民で
あり、新世代農協の優先出資を取得するの
は、自らが帰属するコミュニティの発展を
支援したいと望むからであり、コミュニ
ティ内で仕事と富を創造するのを促したいと
思うからである (Haaf & Stefanson (2001))。
CSAも、農業と食べ物に対する主権をその
地域に取り戻し、そして環境も含めた持続
可能な社会の構築という社会的ミッション
を共有する限りにおいては他の社会的協同
組合と区別する必要はないように思われる。

(注12) プリティシュ・コロンビア州では、07年の
改正で、より非営利性を徹底した (not-for-
profitsではなくnon-profits) の組織として、
組織形態としては協同組合モデルを採用した「コ
ミュニティ・サービス協同組合」に関する法的
枠組 (Cooperative Association Act [SBC
1999] Chapter28,178.1条以下) を整備した。

3 マルチ・ステークホルダー型 協同組合は成功するのか

多様な利害関係を内包するマルチ・ステ
ークホルダー型協同組合は、利害調整のた
めのコストが高くつくほか、利害対立が高
じていずれ運営が行き詰まるのではないか
というのがこの新たなタイプの協同組合に
懐疑的な意見の代表といえるであろう。し
かし、組織内における意思決定のコストと
いった問題は、単一のステークホルダーの

協同組合の場合でも、例えば貯金者と借入者間の利害、事業・サービスの利用における組織との関係の度合いの違いによる利害、熟練、専門技能をもった労働者とそうでない労働者の利害は一致しない。これらの懸念は、組織に結集する人たちの相互扶助ないしは「お互い様」の精神と組織全体として共有する目的・ミッションによって解決が図れるし、また図られてきた。

この点に関し、Thomas (2004) は、イタリアの経験を踏まえ、イタリアの社会的協同組合が苦悩している問題はガバナンスの構造に起因するものではなく、それぞれ異なるステークホルダー・グループは組織全体としてのミッションと目標に向けて結束できているとする。そして経験知として、ボランティア・メンバーが彼らの時間を社会的協同組合にささげるのは個人的な利害を超えた利他的な理由からであり、そして投資家はそれら協同組合が成果を上げるための資金の寄贈者であるというのが通例で投資に対する配当を期待していないこと、そしてまた積極的なガバナンスへの参加により相互の信頼が高まり情報をうまく活用することができているとしている。

なお、イタリア社会的協同組合に関する全国研究プロジェクト (ICSI) 調査によれば、法律上の義務でもないにもかかわらず、調査にかかわった組合の3分の2がマルチ・ステークホルダー型で、ほとんどの組合が組合員に有償およびボランティア労働者(事例のうち40%)を含むだけでなく、多くの組合がまた利用者と他の組織(事例の

うち16%)を、あるいは地方自治体と資金支援者(事例のうち8%)を含んでいる。これらの事実からして社会問題を解決するためには組織のガバナンス構造において相互に作用しあう共通の動機と共通の利害関係をもつ活動主体が必要だということがいえようとしている(Borzaga & Tortia (2009))。

また、ケベックにあるマルチ・ステークホルダー協同組合(連帯協同組合)の179組合の調査によると、そのガバナンスのプロセスに極めて高い満足度が示されているという(Chagnon (2004))。90%を超える回答者が、異なるステークホルダー・グループが理事会の意思決定に参加するのは素晴らしいことだと述べ、そして異なる担い手間でのコンセンサスを達成するのは可能であったと述べている。さらに生じつつある課題は何かとの問いに対しては、回答の多くは、意思の共同決定に関する問題よりもむしろ全体の収入を増やしスタッフにより高い賃金を支払うといった経済的な問題が中心の課題であったとしている(Leviten-Reid & Fairbairn (2011))。

このように、マルチ・ステークホルダー型協同組合は行き詰まるであろうという仮説はイタリアとケベックの経験上からは支持されないし、次に述べるイタリアそしてケベックにおけるマルチ・ステークホルダー型協同組合の発展にそのことは裏付けられているといえよう。

イタリアの社会的協同組合は、05年には7,363組合(うちタイプA:4,345で全体の59%,タイプBが2,419で全体の32.5%)で、約24万人

の賃金労働者と約3万人のボランティアが従事している（イタリア全国統計局=ISTAT, 2007）。330万の利用者と顧客をもち、他方、売上高は70億ユーロに達する。なお、組合員は全体で262,389人、うち個人が255,583人、法人が6,808人となっている（同上）。ちなみに、組織員の構成の05年のデータはないが、95年時点で、賃金労働者組合員が24.8%、ボランティア労働者が12.3%、それ以外（利用者、地方自治体、資金援助者等）が35.8%となっている（イタリア社会的協同組合の全国連合組織であるCGMのデータをBorzaga & Santuari (2001) で引用）。タイプAの活動分野としては介護施設サービス、在宅ケアサービス、レクリエーション活動、身障者教育、従学前教育、教育塾などの分野となっている（同上）。その後のイタリアにある調査研究機関のEURICSの調べによれば、08年には13,939組合（うちタイプAが7,578組合、タイプBが5,163組合）、被用者の数は317,339人（うちその72.4%に当たる229,632人はタイプAに属する）となっている。なお、活動中であるかどうか不明の組合も1,197組合存在する（Carini. et al (2012)）。

また、カナダのケベック州の場合、法律が改正されて10年後の07年までの新設された連帯協同組合の数は累年で479組合、活動中のもの（累年）が328組合（全体の68.3%）となっており、その活動分野は、ほとんどがサービス部門であり、社会サービス、余暇・個人サービスもしくは在宅ケアサービスに集中している^(注13)（Girard & Langlois (2009)）。

なお、双方のデータからもわかるように、

全ての組織が活動しているわけではない。それがガバナンス上の問題に起因するのかなどなのか文献・資料が入手できていないのでわからないが、活動を中止することになった原因を探ることが今後さらなる発展を図る意味では重要であろう。

(注13) 同論文では、介護・サービス連帯協同組合のLa Corvée、レクリエーション・観光センター協同組合のMont Adstock、在宅ケア協同組合のDomaine-Du-Roy、健康食品協同組合のL'Églantier、保健医療サービス協同組合（HCC）の興味深い事例がとり上げられているので、参照願いたい。

4 わが国への示唆と課題

ドイツなどのように社会的協同組合といった新たなタイプの協同組合やマルチ・ステークホルダー型協同組合に焦点を当てた特別な法的枠組を用意してはいない国も多い。しかし、組織の構成について制約的でないドイツなどのような国においては、現行法のもとでマルチ・ステークホルダー型協同組合を組成することは可能である。また、デンマークのように協同組合法といった協同組合特有の法律はなくても協同組合運動が強く組織設計が弾力的にできる法制度を有しているところでも同様である。協同組合が会社法や非営利法人に関する法律に位置付けられているベルギーも事情は少し異なるものの同様であるといえる。また、労働者協同組合法制があるところでは労働者とサービスの利用者等で協同組合を組成することは比較的容易である。スウェーデンの乳児保育や就学前事前教育等のため

の協同組合などもその例である。スペインのモンドラゴン・グループの協同組合は、基本的に労働者協同組合をベースにしているが、Eroskiは消費者と労働者による食糧リテイル・チェーンの協同組合であり、モンドラゴン大学は、学生、労働者、協同組合による協同組合、カハ・ラボラル（信用組合）は、労働者、貯金者と協同組合による協同組合である。それに農業協同組合も農家と労働者の協同組合と、マルチ・ステークホルダー型の協同組合の形態を採用している。

ひるがえってわが国はどうかといえば、現行の協同組合法はそのいずれをとってみても、組合員資格と組合が行える事業を列挙し、社会的目的を主体とする協同組合を許容する法律は存在しない。協同組合という名称にこだわらなければ、会社法や一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を利用してマルチ・ステークホルダー型の組織を作ることには不可能ではないが、マルチ・ステークホルダー型の協同組合を作ろうとしても現行法では不可能である。もっとも、わが国においても、新たな立法のもとでの可能性としては、農業・農村分野でいえば、アイデアとしてはアメリカ等のCSA等になって消費者と生産者による協同組合であるとか、農地の維持や景観の保持等のため、新規就労者を育てるための受け皿としてマルチ・ステークホルダー型の協同組合、あるいは過疎地の維持・活性化のための組織としての協同組合などは考えられる。組織の多様性を認めることは、人間の多様性

を尊重することと同じように、健全な社会にとっては必要なことであるから、冒頭で述べた「社会的協同組合法」の検討にも大いに期待したいところである。

その場合、わが国の既存の協同組合との兼ね合いでいえば、それはイタリア社会的協同組合法のタイプAの協同組合のように活動領域との関係で位置付ける形が容易に想定され得るが、フランスとカナダの各州の法律のように、単にその組織形態の概念に焦点を当てている法律をどう評価するかは重要である。社会的、経済的、政治的それに文化的な背景も異なるなかで、とりわけ単なる経済組織でない社会的協同組合やマルチ・ステークホルダー型協同組合に関するヨーロッパや北米の制度を移入しようとしても定着しないのは当然ながら予想できる。またヨーロッパにおいては社会的企業法などの組織形態を横断する法的枠組を整備する方向での流れもあるなか、わが国においてはどうするのか、そして公益認定との関係をどう整理するのか、といったことも含め横断的な議論も必要になってこよう。

ところで、社会的協同組合法に関する法的枠組といった議論は、しばしばその社会的目的、剰余金処分の制約、アセット・ロック、構成員とガバナンスといった形式上の議論になりがちである。しかし、コミュニティとマルチ・ステークホルダーという観点からは、むしろ参加と民主的な意思決定のプロセスこそが重要だといえる。コミュニティが自らをそのすべての住民の利

益のために働く社会的かつ経済的組織と見立てることができるのであれば、マルチ・ステークホルダー型協同組合は当該コミュニティの住民の生活条件を長期的な視点にたって改善するためにあらゆる地域の勢力を結集するための最適な組織の法形式を提供するであろう (Mükner (2004))。しかし、それは「場」であって、コミュニティを構成している様々なステークホルダーが主体的に、すなわち権利も責任も平等に分かち合うなかで、課題解決に向けてコミュニケーションを促進し、目的の実現に向けて各自がそれぞれの役割を自覚しつつ行動するというプロセスこそが重視されなければならない。

とくに社会的な目的をもちボランティア的な要素も重要な位置を占める組織の場合、よほど意識的な活性がない限り、その組織にもっとも利害関係を有するグループに依存しがちになり、参加や民主主義が形式化・形骸化しやすい。わが国の文化や風土のなかではとくにこうした側面が強いように思われるので、強力なリーダーシップのもと、身近なところから成功体験を積み上げていく努力をしていく以外にはないように思われる。

おわりに

協同組合の歴史からもわかるように、国と市場が人々の必要とするニーズを満たさなくなったときに、協同組合は誕生する。マルチ・ステークホルダー型協同組合は社

会的協同組合と密接な関連のもとに発展しつつあるが、これまでの伝統的な単一のステークホルダーによる協同組合がその組合員に対する経済的便益をもたらすための組織であったのに対し、このタイプの新たな協同組合は、経済的次元と社会的次元の2つの課題の解決を同じ組織内に統合する意味合いを有しているという点で革新的な意義を持っている。それは、ロッチデール先駆者組合はもとよりユートピア的な思想を背景にもつ初期の協同組合運動が目指したところの社会改革を改めて想起させる。余談になるが、95年のICA声明の第7原則も、単なるCSRや社会貢献といった文脈で理解されるべきでなく、協同組合思想や運動に内在したものとして理解される必要がある。

マルチ・ステークホルダーによるガバナンスと参加のプロセスは、多くの場合、ある組織・事業体がコミュニティに組み込まれ、当該コミュニティの社会・経済システムの中での役割を維持する上での極めて重要な担保となる (Borzaga & Tortia (2009)) ものであろう。そして、特定の法律は、特定の組織の発達を促す環境を提供するという意味で有益であるには違いないが、法的枠組が整備されれば組織が発展するわけでもない。とくに社会的ミッションを組み込んだ組織の場合には、組織を形成する社会の文化的な成熟度やその他の社会的環境にも大きな影響を受ける。しかし、所与の環境を嘆いてもはじまらない。協同組合は民主主義の学校だともいわれてきたように、

実践のなかで相互に高めあうということが大事であり、そのためにも、またともあれ組織を立ち上げるに当たっては、核となるリーダーが必要になる。したがって、その育成のための教育的環境も必要であろう。そして組織の立ち上げ時はもとより、種々のバックアップをするための全国的な組織の存在も欠かせないであろう。

最後に、コミュニティの持続可能な発展においては、おそらく一人ひとりが、オーナーシップ（地域は自らのものという意識や主体性）を持って地域の将来を自らが切り開いていくということこそが大切である。そしてそのために肝心なのは、身近なところで解決が求められている共通課題の解決に向けた取り組みを開始することであり、関係者全員が意識的にそれを支えるという経験の一つずつ積み重ねることであろう。イタリアやケベックの取り組み等から学ぶべきは制度というよりむしろ、制度の背景にあるそうした取り組みに向けた人々の意識でありそれを支える文化であろう。

<参考文献>

- ・ Borzaga, C. & Santuari, A. (2001), From traditional co-operatives to innovative social enterprises, in C.Borzaga and J. Defourny eds. *The Emergence of Social Enterprise*. London and New York: Routledge. pp.166-181.
- ・ Borzaga, C. & Defourny, J. (2001), Conclusions : Social enterprises in Europe, a diversity of initiatives and prospects, in C.Borzaga and J. Defourny eds. *The Emergence of Social Enterprise*. London and New York: Routledge. pp.350-370.
- ・ Borzaga, C. & Tortia, E. (2009), Social Enterprises and Local Economic Development, in Noya, A. (ed) (2009) ; *The*

Changing boundaries of Social Enterprises, OECD. pp.229-272

- ・ Cafaggi, F. & Iamiceli, P. (2009), New Frontiers in the Legal Structure and Legislation of Social Enterprises in Europe: A Comparative Analysis. in Antonel la Noya (ed) (2009), *The Changing boundaries of Social Enterprises*, OECD, pp.25-87
- ・ Carini C., Costa E., Carpita M., Andreaus M., (2012), The Italian Social Cooperatives in 2008: A Portrait Using Descriptive and Principal Component Analysis, Euricse Working Paper, N.035/12
- ・ CECOP. (2006); Comparative table of existing legislation in Europe
- ・ Chagnon, J. (2004). *Les coopératives de solidarité au Québec*. Québec, QC : Direction des coopératives, Ministère du Développement économique, de l'Innovation et de l'Exportation, Gouvernement du Québec.
- ・ CICOPA. (2010). World Standards of Social Cooperatives.
- ・ Co-operatives UK & Development Trusts Association. (2010), *Community shares: Practitioner's guide to governance and offer documents*
- ・ Co-operative UK. (2011). *Simply GOVERNANCE: A comprehensive guide to understanding the systems and processes concerned with the running of a sustainable community enterprise*
- ・ Defourny, J. & Nyssens, M. (2008), *Social enterprise in Europe: recent trends and developments. Social enterprise journal*, 4 (3), pp.202-228.
- ・ Defourny, J. (2001), From third sector to social enterprise, in Borzaga, C. and Defourny, J. (Eds), *The Emergence of Social Enterprise*, Routledge, London/New York, NY, pp. 1-28.
- ・ Defourny, J. & Nyssens, M. (2008), Social enterprise in Europe: recent trends and developments, *Social Enterprise Journal* Vol. 4 No. 3, 2008, pp.202-228
- ・ Defourny, J. & Nyssens, M. (2010), Conceptions of Social Enterprise and Social Entrepreneurship in Europe and the United States: Convergences and Divergences', *Journal of Social Entrepreneurship*, 1 (1), pp.32-53.

- ECNL (2012), LEAGAL FRAMEWORK FPR SOCIAL ECONOMY AND SOCIAL ENTERPRISES*A COMPARATIVE REPORT, European Center for Not-for-profit Law.
- European Economic and Social Committee. (2012), *THE SOCIAL ECONOMY IN THE EUROPEAN UNION*
- European Commission. (2013), *Social economy and social entrepreneurship*, Social Europe guide, Volume 4
- Final Study Part II : Study on the implementation of the Regulation 1435/2003 on the Statute for European Cooperative Society (SCE), National Reports (5 October 2010). http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/files/sce_final_study_part_ii_national_reports.pdf
- Girard,J.P.& Langlois, G. (2009), Solidarity Co-operatives (Quebec, Canada): How Social Enterprises can Combine Social and Economic Goals, in Noya, A. (ed) (2009); *The Changing boundaries of Social Enterprises*, OECD. pp.229-272
- Giulia, G. (2004), The evolution of the co-operative form:an international perspective. In C. Borzaga & R. Spear (Eds.) ; *Trends and challenges for co-operatives and social enterprises in developed and transition countries* (pp. 17-38). Trento, Italy: Edizioni31.
- Haaf, C. & B. Stefanson. (2001). *New generation co-operatives and the law in Saskatchewan. Centre for the Study of Co-operatives*. Saskatoon, SK: University of Saskatchewan.
- Hemmati,M. et al (2002), Multi-stakeholder Process for Governance and Sustainability –Beyond Deadlock and Conflict, Earthscan, London.
- Jonathan Bland. (2011), *Time to get serious: international lessons for developing public service mutuals*. CO-OPERATIVES UK: FRESH IDEAS 1
- Kerlin,J.A. (2006), Social Enterprise in the United States and Europe: Understanding and Learning from the Differences, *Voluntas: International Journal of Voluntary and Nonprofit Organizations*, September 2006, Volume 17, Issue 3, pp.246-262
- Leviten-Reid,C. & Fairbairn, B (2011), Multi-stakeholder Governance in Cooperative Organizations: Toward a New Framework for Research?, *Canadian Journal of Nonprofit and Social Economy Research*, 2 (2), pp.25-36.
- Lund,M. (2011), *Solidarity as a Business Model: A Multi-Stakeholder Cooperatives Manual*, Cooperative Development Center at Kent State University.
- Münkner H. (2004), *Multi-stakeholder co-operatives and their legal framework*. In C. Borzaga & R. Spear (Eds.), *Trends and challenges for co-operatives and social enterprises in developed and transition countries* (pp. 49-82). Trento, Italy: Edizioni31.
- NASIOULAS, I. (2011). Greek Social Economy at the crossroads Law 4019/2011 and the institutionalization challenge (Working paper), Paper presented at the 3rd International CIRIEC Research Conference on the Social Economy, Valladolid (Spain), 6-8 April 2011
- OECD編著 (2010), 『社会的企業の主流化－「新しい公共」の担い手として－』(連合総合生活開発研究所訳) 明石書房, Noya, A. (ed) (2009) *The Changing boundaries of Social Enterprises*, OECD
- Spear, R. (2004), From co-operative to social enterprise: trends in European experience. In C. Borzaga & R. Spear (Eds.), *Trends and challenges for co-operatives and social enterprises in developed and transition countries* (pp. 49-82). Trento, Italy: Edizioni31.
- Spear, R., C. Cornforth, & M. Aiken. (2009), *The governance challenges of social enterprises: evidence from a UK empirical study*. *Annals of Public and Cooperative Economics*, 80 (2), pp.247-273.
- Social Enterprise London. (2002), "Social co-operatives in Italy: Lessons for the UK."
- Thomas, A. (2004), *The rise of social cooperatives in Italy*. *Voluntas: International Journal of Voluntary and Nonprofit Organizations*, 15 (3), pp.243-263.
- 井上ひさし (2008) 『ボローニャ紀行』 文藝春秋
- 佐藤正弘 (2010) 「新時代のマルチステークホルダー・プロセスとソーシャル・イノベーション」 季刊／政策・経営研究, 2010. Vol 3等を参照
- 田中夏子 (2004) 『イタリア社会的経済の地域展開』 日本経済評論社

(あけだ つくる)

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(61)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(61)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(61)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(62)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(62)
6. 農業協同組合 主要勘定	(62)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(64)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(64)
9. 金融機関別預貯金残高	(65)
10. 金融機関別貸出金残高	(66)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部
TEL 03 (3233) 7745
FAX 03 (3233) 7794

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字 「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け	有価証券	貸出金	その他	貸借共通計
2008. 6	39,906,165	4,939,485	15,246,265	950,337	37,626,352	8,413,355	13,101,871	60,091,915
2009. 6	37,504,347	5,352,321	24,293,980	2,824,096	45,375,015	9,913,022	9,038,515	67,150,648
2010. 6	39,057,853	5,598,980	23,934,260	915,435	46,318,082	12,413,549	8,944,027	68,591,093
2011. 6	41,683,983	5,315,679	21,880,095	2,917,618	41,952,784	14,878,519	9,130,836	68,879,757
2012. 6	43,189,224	4,995,223	22,878,064	1,876,542	45,477,254	15,156,477	8,552,238	71,062,511
2013. 1	45,711,285	4,705,493	28,210,135	2,987,588	49,846,043	16,301,876	9,491,406	78,626,913
2	46,423,333	4,655,033	27,395,704	3,622,432	49,147,311	15,768,775	9,935,552	78,474,070
3	47,195,661	4,619,200	27,134,631	3,124,882	50,070,058	15,672,157	10,082,395	78,949,492
4	47,994,678	4,565,376	26,557,250	4,682,782	49,503,561	16,310,383	8,620,578	79,117,304
5	48,050,096	4,507,337	27,339,697	4,851,760	50,160,446	16,606,399	8,278,525	79,897,130
6	48,233,381	4,452,715	26,939,152	6,971,777	48,994,489	16,170,604	7,488,378	79,625,248

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2013年6月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	39,491,188	-	461,102	564	173,379	-	40,126,233
水産団体	1,343,344	-	95,125	3	10,800	-	1,449,271
森林団体	1,414	9	4,686	53	106	-	6,268
その他会員	2,710	-	1,959	-	-	-	4,669
会員計	40,838,656	9	562,871	620	184,286	-	41,586,441
会員以外の者計	213,941	55,919	324,645	76,450	5,971,339	4,646	6,646,941
合計	41,052,597	55,928	887,516	77,070	6,155,625	4,646	48,233,381

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 210,387百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2013年6月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	53,984	84,553	70,604	-	209,141
	開拓団体	33	13	-	-	46
	水産団体	9,087	4,513	5,990	20	19,610
	森林団体	1,886	6,059	1,389	24	9,358
	その他会員	259	624	20	-	903
	会員小計	65,249	95,762	78,002	44	239,058
	その他系統団体等小計	48,707	22,752	39,754	-	111,213
計	113,956	118,514	117,756	44	350,271	
関連産業	2,317,347	37,249	1,048,778	4,811	3,408,185	
その他	12,268,217	1,724	142,209	-	12,412,149	
合計	14,699,520	157,487	1,308,743	4,854	16,170,605	

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年月末	預 金			譲渡性預金	発行債券
	当 座 性	定 期 性	計		
2013. 1	6,762,078	38,949,207	45,711,285	-	4,705,493
2	7,240,150	39,183,183	46,423,333	-	4,655,033
3	7,324,584	39,871,077	47,195,661	-	4,619,200
4	7,253,720	40,740,958	47,994,678	-	4,565,376
5	7,372,917	40,677,179	48,050,096	1,000	4,507,337
6	7,180,675	41,052,706	48,233,381	-	4,452,715
2012. 6	5,906,781	37,282,443	43,189,224	500	4,995,223

(借 方)

年月末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2013. 1	85,650	2,901,937	49,846,043	14,441,104	31,752	-	170,774
2	135,873	3,486,558	49,147,311	13,667,187	24,764	-	168,426
3	108,450	3,016,431	50,070,058	13,545,158	25,821	-	159,421
4	89,585	4,593,196	49,503,561	13,215,038	1,240	-	159,379
5	86,178	4,765,582	50,160,446	13,318,286	104	-	154,936
6	61,273	6,910,504	48,994,489	13,069,811	139	-	157,487
2012. 6	57,278	1,819,264	45,477,254	18,373,666	33,763	-	159,389

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年月末	貸 金		方		
	計	うち定期性	譲渡性貯金	借 入 金	出 資 金
2013. 1	55,569,051	54,137,857	965,172	913,106	1,792,470
2	55,711,171	54,115,420	966,881	913,106	1,792,518
3	55,338,787	53,938,247	978,623	953,925	1,798,304
4	55,874,202	54,383,858	997,695	953,923	1,798,534
5	55,512,795	54,237,243	1,037,491	953,923	1,798,535
6	56,579,834	54,961,358	1,066,866	949,496	1,803,486
2012. 6	55,067,475	53,388,452	903,301	913,110	1,775,199

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年月末	貸 金			方 借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	うち信用借入金
2012. 12	28,341,207	62,512,183	90,853,390	527,104	354,983
2013. 1	27,859,126	62,320,336	90,179,462	549,840	379,662
2	28,354,614	61,950,302	90,304,916	549,891	377,852
3	28,344,068	61,348,789	89,692,857	553,571	370,389
4	28,608,362	61,447,955	90,056,317	567,601	387,302
5	28,311,634	61,566,557	89,878,191	587,868	410,492
2012. 5	27,548,877	60,852,485	88,401,362	594,099	422,658

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
591,376	5,483,692	3,425,909	18,709,158	78,626,913
505,930	5,309,305	3,425,909	18,154,560	78,474,070
432,924	4,235,124	3,425,909	19,040,674	78,949,492
657,958	4,698,736	3,425,909	17,774,647	79,117,304
769,923	4,012,559	3,425,909	19,130,306	79,897,130
633,972	5,120,270	3,425,909	17,759,001	79,625,248
635,000	6,799,513	3,425,909	12,017,142	71,062,511

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
14,721,801	1,405,721	3,578	16,301,876	850,000	8,609,655	78,626,913
14,218,523	1,378,272	3,552	15,768,775	1,611,850	8,298,939	78,474,070
14,136,360	1,370,964	5,410	15,672,157	1,465,000	8,591,575	78,949,492
14,836,932	1,309,353	4,718	16,310,383	720,000	7,899,339	79,117,304
15,144,149	1,302,798	4,514	16,606,399	620,000	7,658,421	79,897,130
14,699,520	1,308,742	4,854	16,170,604	524,642	6,963,597	79,625,248
13,617,011	1,374,917	5,159	15,156,477	1,333,000	7,185,475	71,062,511

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方						
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	うち系統				計	うち金融 機関貸付金
65,250	33,807,807	33,727,041	2,000	414,183	17,404,799	6,871,971	1,458,396
62,319	33,907,973	33,827,820	2,000	397,132	17,779,407	6,845,612	1,465,318
74,022	33,544,380	33,445,408	-	434,273	18,624,345	6,907,371	1,498,758
62,530	34,749,132	34,670,301	-	436,016	16,817,648	6,803,603	1,510,037
59,106	34,105,206	34,024,966	-	442,697	17,175,212	6,795,898	1,530,863
60,923	35,245,212	35,169,138	2,000	449,135	17,140,765	6,812,817	1,558,407
64,069	33,405,696	33,325,638	2,000	423,686	17,192,065	6,767,162	1,503,626

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方							報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金			
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち公庫 (農)貸付金		
421,094	63,452,524	63,217,347	4,822,626	1,745,640	23,082,501	208,396	711	
402,838	62,726,297	62,499,875	4,831,412	1,762,732	23,028,433	207,749	711	
387,744	62,986,035	62,752,536	4,814,436	1,753,158	23,034,120	205,642	711	
397,659	62,873,469	62,615,155	4,745,641	1,726,765	23,134,498	207,898	711	
410,451	63,181,457	62,929,868	4,657,488	1,686,697	23,001,426	207,075	706	
385,036	62,684,541	62,420,640	4,828,965	1,853,065	23,131,655	206,556	706	
388,407	60,988,101	60,735,192	4,766,520	1,638,807	23,403,885	220,092	713	

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2013. 3	2,109,231	1,409,476	9,593	55,648	13,984	1,477,016	1,452,997	125,649	544,389	
4	2,093,497	1,429,545	9,607	55,634	13,039	1,465,656	1,445,807	119,023	541,175	
5	2,084,665	1,425,551	10,037	55,648	13,661	1,446,088	1,427,948	124,348	549,607	
6	2,123,991	1,453,276	10,037	55,650	13,459	1,486,405	1,467,448	123,830	550,329	
2012. 6	2,121,132	1,457,633	8,902	56,554	13,197	1,434,629	1,413,176	139,712	566,355	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2013. 1	871,782	524,662	125,009	96,801	121,371	7,279	822,073	811,720	2,147	212,169	12,031	139
2	887,894	520,180	123,518	95,884	121,334	6,999	836,895	826,148	1,851	211,984	12,205	139
3	885,032	520,185	125,525	97,440	118,374	6,915	851,610	839,042	1,536	213,665	12,171	137
4	875,513	521,936	126,000	98,165	119,983	7,371	840,078	828,721	1,539	215,063	12,120	137
2012. 4	871,541	518,100	133,736	102,152	121,826	6,849	839,610	828,698	2,398	206,704	12,587	145

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
 2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
 3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残	2010. 3	844,772	511,870	2,633,256	2,072,150	567,701	1,173,807	167,336	
	2011. 3	858,182	526,362	2,742,676	2,124,424	576,041	1,197,465	172,138	
	2012. 3	881,963	533,670	2,758,508	2,207,560	596,704	1,225,885	177,766	
	高	2012. 6	897,086	550,675	2,727,744	2,215,090	599,105	1,247,751	181,206
		7	895,026	551,757	2,711,070	2,187,118	593,033	1,241,301	180,508
		8	897,936	552,274	2,691,614	2,190,955	593,550	1,244,745	181,313
		9	895,153	548,950	2,741,975	2,211,659	594,079	1,250,282	182,598
		10	897,929	552,251	2,705,336	2,193,174	588,464	1,246,750	181,863
		11	897,595	552,570	2,726,473	2,199,114	588,631	1,243,587	181,684
		12	908,534	561,352	2,740,965	2,230,610	598,672	1,260,120	183,921
		2013. 1	901,794	555,691	2,742,754	2,213,746	590,574	1,247,839	182,793
2		903,049	557,112	2,753,907	2,226,139	593,299	1,253,060	183,466	
3		896,929	553,388	2,856,615	2,282,459	600,247	1,248,763	182,678	
4		900,563	558,742	2,844,244	2,279,933	600,395	1,262,871	184,239	
5		898,782	555,128	2,872,017	2,272,525	597,813	1,257,519	183,571	
6 P	912,465	565,798	P 2,836,216	P 2,304,517	P 606,940	1,273,931	P 185,813		
前 年 同 月 比 増 減 率	2010. 3	1.4	0.6	2.2	3.5	1.2	1.7	2.3	
	2011. 3	1.6	2.8	4.2	2.5	1.5	2.0	2.9	
	2012. 3	2.8	1.4	0.6	3.9	3.6	2.4	3.3	
	2012. 6	2.0	1.0	2.1	2.3	2.4	2.0	3.0	
	7	1.8	1.1	3.4	1.8	1.7	1.6	2.6	
	8	1.9	0.7	2.1	2.1	1.8	1.7	2.8	
	9	2.1	1.1	2.7	3.1	1.5	2.2	3.2	
	10	1.9	3.4	2.3	2.4	0.9	1.8	2.9	
	11	1.9	3.3	1.2	2.6	0.8	1.7	2.9	
	12	2.0	3.6	2.5	2.9	1.1	1.9	3.0	
	2013. 1	1.9	3.2	2.2	3.0	0.8	1.7	2.8	
2	1.8	3.3	2.7	3.3	0.9	1.8	2.8		
3	1.7	3.7	3.6	3.4	0.6	1.9	2.8		
4	1.6	3.3	4.4	3.2	0.5	1.7	2.6		
5	1.7	2.9	4.4	3.8	1.2	1.8	2.6		
6 P	1.7	2.7	P 4.0	P 4.0	P 1.3	2.1	P 2.5		

- (注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
 2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
 3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
 4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合		
残	2010. 3	226,784	55,916	1,797,912	1,544,708	433,144	641,575	94,025		
	2011. 3	223,241	53,591	1,741,986	1,571,010	436,880	637,551	94,151		
	2012. 3	219,823	53,451	1,741,033	1,613,079	444,428	637,888	94,761		
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>									
	高	2012. 6	218,534	52,636	1,717,887	1,606,176	440,606	630,590	93,993	
		7	218,696	52,818	1,709,423	1,605,938	439,361	628,385	94,018	
		8	218,360	52,475	1,693,809	1,612,888	439,084	628,566	94,075	
		9	217,731	53,372	1,719,343	1,635,531	441,905	635,222	94,920	
		10	216,790	54,931	1,706,696	1,622,384	436,157	628,846	94,433	
		11	216,309	54,437	1,709,154	1,625,372	436,678	629,303	94,591	
		12	215,420	54,340	1,731,394	1,646,428	443,315	634,878	95,313	
		2013. 1	214,859	54,136	1,728,171	1,639,450	438,635	628,116	94,846	
2		214,891	53,803	1,744,485	1,641,040	438,615	627,599	94,863		
3		215,429	54,086	1,768,869	1,665,710	448,507	636,876	95,740		
4		214,079	52,936	1,746,675	1,645,861	441,060	628,896	94,759		
5		215,303	52,650	1,742,604	1,653,076	441,074	628,729	94,923		
6 P	215,651	52,544	P 1,820,623	P 1,664,037	P 446,952	631,591	P 95,148			
前	2010. 3	1.4	△0.9	△5.3	0.0	0.0	△1.1	△0.1		
	2011. 3	△1.6	△4.2	△3.1	1.7	0.9	△0.6	0.1		
	2012. 3	△1.5	△0.3	△0.1	2.7	1.7	0.1	0.6		
年	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>									
	同	2012. 6	△2.0	0.4	0.3	3.2	1.9	△0.2	0.2	
		7	△2.1	0.3	△0.3	2.6	1.2	△0.9	0.0	
		8	△2.1	△1.1	△0.5	3.2	1.7	△0.5	0.3	
		9	△1.9	1.1	△0.0	3.6	1.0	△0.1	0.7	
		10	△2.1	1.6	△0.1	3.3	0.6	△0.5	0.5	
		11	△2.1	1.8	0.2	3.2	0.6	△0.3	0.7	
		12	△2.0	1.2	0.1	3.3	0.7	△0.5	0.6	
		増	2013. 1	△2.1	0.8	1.0	3.3	0.7	△0.5	0.6
			2	△2.0	0.9	1.3	3.3	0.7	△0.6	0.5
			3	△2.0	1.2	1.6	3.3	0.9	△0.2	1.0
			4	△2.0	△0.1	1.5	2.9	0.5	△0.4	0.8
5			△1.5	△0.7	2.1	3.5	0.9	0.1	1.1	
6 P	△1.3		△0.2	P 6.0	P 3.6	P 1.4	0.2	P 1.2		
減	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>									
	率	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								

(注) 1 表9(注)に同じ。
 2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
 3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

東日本大震災発生から2年が経ち、被災市町村においては、復興計画に基づいて本格的な復興事業が進められているところです。

過去の大災害と比べ、東日本大震災は、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにするようになるでしょう。

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

その目的は、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ろうとするものです。

このホームページが、復興の取組みに少しでも貢献できれば幸いです。

農林中金総合研究所は、農林漁業・環境問題などの中長期的な研究、農林漁業・協同組合の実践的研究、そして国内有数の機関投資家である農林中央金庫や系統組織および取引先への経済金融情報の提供など、幅広い調査研究活動を通じ情報センターとしてグループの事業をサポートしています。

The screenshot shows the homepage of the website. At the top, there is a navigation bar with 'HOME', '内容から探す', '都道府県から探す', '情報提供組織から探す', and '詳細検索'. Below this is a search bar with the text 'キーワード検索' and a '検索' button. The main heading is '農林漁業協同組合の復興への取組み記録 ～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～'. A paragraph of introductory text follows, explaining the site's purpose. Below the text are four main content blocks: '被災状況', '支援活動', '復旧・復興への取組み', and '原発関連'. At the bottom, there is a '更新情報' section with a 'すべて' button and a 'お知らせ' section with a 'お知らせ一覧' button. The page also features social media icons for Twitter, Facebook, and YouTube, and a 'サイトマップ' link.

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2013年9月号第66巻第9号〈通巻811号〉9月1日発行

編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700

編集TEL 03-3233-7775 FAX 03-3233-7795

発行

農林中央金庫 / 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱所

農林中金ファシリティーズ株式会社 / 〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 Nツアービル TEL 03-5295-7580 FAX 03-5295-1916

定価

400円(税込み) 1年分4,800円(送料共)

印刷所

永井印刷工業株式会社